

漢の朝鮮四郡疆域考

白鳥庫吉

朝鮮の地たる支那の遼東と接續し、山東半島と黄海を隔て、互に相臨むを以て、漢韓二民族の交通は太古より行はれたるべしと思はるゝに、朝鮮の事蹟は先秦の文書に殆ど散見する所なく、周り列氏に纔にその名を掲ぐるのみ。前漢の代に至りても、武帝以前の記録としては伏生の著はし、尙書大傳に箕子が朝鮮に遁れたるを記すに過ぎざるが、司馬遷の史記に朝鮮列傳を立て、武帝の征伐の顛末を録するに及んで、當時に於ける此國の事情は始めて明かなるを得たり。後漢の班固は漢書を編纂し、その中にまた朝鮮傳を收めたれど、其文は全く史記を剽窃せるに止り、毫も新材料の加はれるを認めず。然れども此書の地理志には、樂浪玄菟二郡の條に郡内の郡縣山川を挙げたれば、漢代に於ける朝鮮の地理を窺ふには貴重なる史料たり。次に三國時代の史籍を検するに、魏志の東夷傳に引用せる魏略には、古朝鮮に關する記事を載せたり。その文甚だ簡なれど、また以て史記の缺陷を補ふに足る。前漢時代の朝鮮に關する史料は殆ど此等の書に限られ、而も何れも簡略にして詳細ならず。されば漢の武帝が朝鮮を滅ぼして、茲に開設せる樂浪玄菟臨屯眞番四郡の地理に就いても、文

獻の足らざるが爲に、古來學者の間に議論紛々として、未だ解決を見るに至らず。故に余輩は叙上の書籍を骨子とし、之に後漢書魏志及びその他の諸書に散見せる零碎なる記事を參考し、更に此四郡の疆域に就いて考究する所あらんとす。文中推論に涉る所多きは此種の研究上亦息むを得ざるに出づ。讀者幸に之を諒察せよ。

眞 番 郡

漢の武帝が朝鮮を滅ぼして、此處に樂浪玄菟眞番臨屯の四郡を設置せる以前に於いて、已に蒼海郡と稱する一郡を遼東の緣邊に開設せることありき。而して此郡の位置を考定するは、やがてその後置かれたる眞番郡の方位を推測するに密接なる關係を有するが故に、先づ蒼海郡より説き起して、眞番郡の事に論じ及ばんと欲す。

漢書^{卷六}武帝紀を案ずるに、元朔元年の條に、東夷濊君南閩等口二十八萬人降、置蒼海郡と見えたり。唯だ此文面のみにては、固より蒼海郡の方位を推知するに由なけれど、同書^{卷十四}食貨志に、彭吳穿穢、貂朝鮮、置蒼海郡、則燕齊之間靡然發動とあれば、蒼海郡は朝鮮及び穢貂に屬せる領土を略取して開かれたるものにて、韓半島の西北部に據れる古朝鮮に隣接せる地方にありしなり。然れども此穢貂の住地に就いては、從來史家の見る所一ならず。三國史記^{三十}地理志は、賈耽古今郡國志、今新羅北界溟州^{今江原道}蓋濊之古國、前史以扶餘爲濊地、蓋誤といひ、新增東國輿地勝覽^{十卷}四は、江原道本濊貂之地といひ、又柳得恭が其著四郡志古蹟の條

に「春川府按古狛郡、新羅號牛首州、漢蒼海郡、後屬樂浪、舊傳有漢彭吳通貊碑今無といへるは、何れも魏志後漢書の東夷傳に見えたる濊貊にして、今の朝鮮の江原道に據れる民族を指したるものなり。然れども武帝が未だ衛氏の朝鮮を經略せざる以前に於いて、その東方に位する今の江原道に蒼海郡を設置するが如きは、實際に考へて殆ど不可能の事に屬するが故に、四郡志等の考察が誤れるは、亦言を要せず。故に故那珂博士は魏志十卷三の夫餘傳に「國有故城、蓋本濊貊之地」とあるによりて彭吳の穿てる濊貊は、即ち漢魏時代の夫餘國ならんと推測せられたり。然れども蒼海郡は前にも述べたるが如く、朝鮮及び濊貊の地を略屬して置かれたるものなれば、此濊貊は朝鮮の地に接續したる處ならざるべからず。若しも那珂氏の説けるが如く、此穢貊を夫餘即ち今の農安、長春あたりに考定するときは、その住地と朝鮮との距離餘りに懸絶して、此間を一郡と爲すこと實際に於いて不可なり。漢代の所謂濊貊は夫餘高句麗を始として、遼東の塞外より朝鮮の東北二方面に蔓延せる「Tunguso」民族を呼べる汎稱なるが故に、彭吳の經略せる穢貊は、必しも江原道の穢貊或は夫餘國の穢貊に限るべきにあらず。されば史記十卷九の貨殖傳燕の條に「北隣烏桓、夫餘、東縮穢貉、朝鮮、眞番之利」とあるに見えたる穢貉は、夫餘を除きたる他の穢貉なるに相違なく、又漢書二卷の地理志燕の條に「玄菟、樂浪、武帝時置、皆朝鮮、穢貉、句麗、蠻夷」とあるに見えたる穢貉は、高句麗を除きたる他の濊貊を指したるなり。而して高句麗が亦貊の一種なるべきは、魏志十卷三の東夷傳高句麗の條に、王莽が高句麗侯駒を伐たんとしたる時、嚴尤の諫諍せる言として、貊人犯法、罪不起於駒、且宜安尉、今猥被之大罪、恐

其遂反とあり、後漢書^{十卷}五八の東夷傳高句麗の條に「句麗一名貂耳、有別種、依小水、因曰小水貂」とあり、又國史に高句麗を「狛」とも書きて、之を「Koma」と訓せたるの例を見ても知るべし。穢貊民族の蔓延せる範圍が已に此の如く廣大なりとせば、彭吳の開通せる穢貊は、今の江原道及び古の夫餘の地に住せる穢貊にあらずして、鴨綠江の流域即ち高句麗の本地に據れる穢貊なるべし。余輩の此考察の誤らざるは、後漢書^{十卷}五八の東夷傳濊の條に「元朔元年濊君南閭等畔右梁、率二十八萬口、詣遼東、內屬武帝、以其地爲蒼海郡、數年乃罷」とある文面によりて證せらる。右渠は朝鮮王衛滿の孫なれば、蒼海郡の穢貊は武帝の元朔元年までは衛氏の朝鮮に隸屬せしなり。然れば蒼海郡は穢貊の一種たる高句麗の住地に置かれたるものにて、今の鴨綠江の上流域及び佟佳江の流域にありしなり。

蒼海の名は東海の義にて、今の渤海を指せるなり。其徵は隋書^{十卷}四六の來護兒傳に「遼東之役、護兒率樓船指滄海、入自涑水、去平壤六十里、與高麗相遇、追擊大破之、乘勝直達城下、破其郛郭」とあるにて知るべく、この滄海は即ち蒼海にして、渤海の一稱なり。又唐書^{十卷}九三の地理志河北道の條に「滄州景城郡上、本渤海郡」と見えたるが、この滄州は渤海の別名滄海に因みて撰ばれたる名稱なり。蒼海郡が漢國より東方に當れることは、漢書^{十卷}四の食貨志に「東置滄海郡」とあり、又史記^{十卷}二の平準書に「東至滄海之郡」とあるにて知るべし。尤も漢人の方向は必しも常に正確ならざれば、夫餘方面をも或は亦東方といひたるならんと思惟するものあらんが、史記及び漢書が夫餘を東方に置かずして北方に當てたることは、史記^{卷一百}二十九の貨殖傳に

「北隣鳥桓夫餘、東縮穢貉、朝鮮、真番之利」とあり、又漢書卷八下の地理志に「北隙鳥丸、扶餘、東、買、真番之利」とあるにて知るべければ、蒼海郡が夫餘の地にあらずして、朝鮮の北方遼東の塞外にありしは明かなり。而して漢が鴨綠江の流域に據れる穢貉を蒼海郡となししは、宛も唐が長白山の東北に據れる靺鞨を渤海郡となししに比すべきものなり。賈耽の道里記によれば、渤海の朝貢道は國都より鴨綠江に出て、其より渤海を航行して東萊に至るを順路とす。而して漢國より蒼海郡に至るも亦此航路に由りしものなるべければ、渤海郡及び蒼海郡の名は共に此關係より得たる名稱なるべし。さて以上考證せる所によりて、漢の蒼海郡は今の鴨綠江の上流域及び佟佳江の全流域を包容する地に置かれたりと思はるゝに、衛氏の領有せし真番國は此地域を措いて他に求むべき處なければ、武帝の蒼海郡は蓋し朝鮮の真番國に設置せられしものなり、因て余輩は是より漢史が真番國或は真番郡に就いて記載する所を考究し、其結果が果して叙上の推測に矛盾することなきや否やを檢覈すべし。

武帝が朝鮮に設置せし四郡の中、樂浪、玄菟、臨屯の三郡に就いては、記録の稍、徵すべきものあるに因り、其方位の大體を推定し得べしと雖も、獨り真番郡の一郡に至りては、之に關する記事甚だ僅少なるが故に、古來此郡の所在地に就いては、議論區々にして、未だ一定する所なきが如し。而して此問題をして此の如く困難ならしめたる一原因は、漢書に引用せる顏師古の注に「臣瓚曰、茂陵書、臨屯郡治東曬縣、去長安六千一百三十八里、十五縣、真番郡治雪縣、去長安七千六百四十里、十五縣」とある文なりとす。臨屯郡は後段に説けるが如く、今の江原道及

び咸鏡道の南部を包含したる地にして、其治所たる東曉縣が長安を去ること六千一百三十八里なるに對して、眞番郡の治所たる雪縣が七千六百四十里なるを以て之を觀れば、眞番郡は臨屯郡に比して、更に遠方の地にあるべきなり。是に於いてか東國文獻備考に引用せる金崙の説には、眞番遠於臨屯、則我國界内不可得、似在今寧古塔近處矣といひ、又或る論者は漢書^{卷九}の朝鮮傳には、史記の同國傳に、眞番旁衆國とあるを、眞番辰國と記せるによりて、眞番國は辰國即ち辰韓の近傍に位し、韓半島の南部にあるべしと臆測す。然れども此等の議論は何れも孤立せる記録の文字に拘泥して推測を施せるものにして、決して史記漢書の本傳を精讀し、大體の上より此國の方位を考察したるものにあらず。試に史記の朝鮮列傳を開いて、其劈頭に朝鮮王滿者故燕人也、自始全燕時、管略屬眞番朝鮮、爲置吏築鄣塞、秦滅燕屬遼東外徼とある文を玩索するに、戰國時代の燕國が眞番朝鮮の一部を略取して、遼東の緣邊に鄣塞を築けりとせば、眞番國が一面に於いて朝鮮に隣接すると共に、また一面に於いて遼東の外徼に連續せるは推知するに難からず。又朝鮮國を橫領したる衛滿が眞番國をも服屬して、遼東の塞外に威力を振ひしことは、史記^{三十一}太史公自序傳に、燕丹散亂遼間、滿收其亡民、厥聚海東、以集眞番、葆塞爲外臣とあるにて知るべし。而して朝鮮の北方遼東の塞外に於いて國家を建設し得べきの地は、鴨綠江及び佟佳江の流域を措いて他に之を求むべきの處なければ、眞番國が此地域にあるべきは、斷じて疑なし。されば應劭が、玄菟本眞番國といへるは、全く事實を傳へたるものなり。

(史記朝鮮列傳眞番の注)

この玄菟郡は元封二年に朝鮮を滅ぼしたる時

に置ける玄菟郡にあらずして昭帝の始元五年に臨屯眞番を罷めたる後に至りて高句麗の西北に徙れる玄菟郡をいへるなり。而して此玄菟郡が鴨綠江の上流域、修佳江の全流域及び興京の附近を包含したることは既に知られたることなれば、東國文獻備考卷七に、大率漢以五國地爲四郡、而朝鮮爲樂浪、濊貊爲臨屯、沃沮爲玄菟、皆有明證、獨高句麗二千里地、豈可只爲一縣哉、是必爲眞番也とありて、眞番郡を以て高句麗の故地に擬したるは、全く正鵠を得たるものなり。故那珂博士も此説に従ひ、更に眞番郡の治所霽縣に就き説を述べて曰はく、霽縣ハ鴨綠江ノ上流ノ邊ト思シケレドモ、去長安七千六百四十里トアルハ、道程餘リニ遠シ、七千ハ五千ノ誤寫ニハ非ズヤと。史學雜誌第五 篇二八七頁 霽縣の位置は固より之を知るに由なければ、康熙字典霽字の解に、集韻軒甲切音賤、地名、霽陽障在樂浪と見えたり。若しも此霽陽障が眞番郡の治所たる霽縣と關係あるものとすれば、此障は漢書地理志に見えたる雲郡と連絡せる鄣塞にして、秦の時に朝鮮眞番の二國に備へんが爲に築造せられたるものならん。また更に之れを考ふるに、霽と雲は字形の酷似するより、傳寫の際に混同誤書せるにあらざるなきか。霽陽障は霽山脈に因りて設けられたる鄣塞なりと思はるゝが故に霽縣は此山脈の陰に位置し、樂浪郡に接近したる處なるべし。

以上の考證によりて、眞番郡が愈々鴨綠江及び修佳江の流域にありて、後の玄菟郡と同處なりとせば、此郡は元朔元年に武帝が開設せる蒼海郡の疆域と全然脗合するを見るべし。而して此地に據れる葦君南閭等は、何が故に衛右渠に畔きて漢に内屬を乞ふに至りしか。

この事情を陳ぶるに當りて、讀者は先づ史記百十の朝鮮列傳に見えたる左の文面を考察するを要す。

會孝惠高后時、天下始定、遼東太守即約滿爲外臣、保塞外蠻夷、無使盜邊、諸蠻夷君長欲入見天子、勿得禁止、以聞、上許之、以故滿兵威財物侵降其旁小邑、眞番、臨屯、皆來服屬、方數千里、傳子至孫、右渠所誘、漢之亡人滋多、又未嘗入見、眞番、旁衆國欲上書見天子、又擁闕不通。

此の文面によりて當時の狀況を察するに、漢は遼東の故塞を修めて東夷の侵寇を防禦せしが尙ほ其の力の足らざるものありしかば、朝鮮王衛滿の武力に頼らんと欲し、之を漢の外臣となし、塞外の蠻夷に制裁を加ふる自由を與へたり。滿は此約束により、或は財物を以て之を誘ひ、或は兵力を以て之を脅かし、漸く自國に接近せる夷族を降服するを得たりしなり。

此等の蠻夷の中に於いて最も強盛なりしは、眞番と臨屯との二國なりしが、臨屯國が江原道及び咸鏡道の南部に據れることは後段に説けるが如くにして、遼東及び朝鮮に隣接せるは眞番國なりしなり。故に東方より遼東の邊境を侵かして漢國を惱ましたるは、主として此國民なるべく、而も武帝の時南閩等に統率せられて漢に内屬を乞ひしも、實にまた此濊族なりしなり。さて此等の穢貊は衛滿の時に朝鮮の屬國となりしが、彼等は固より獨立自由を欲して、外國の節度を好まざりしかば、武帝の時に至りて名を内屬に假り、其の實漢の威力によりて朝鮮の羈絆を脱せんと謀りしなり。當時武帝は適四方に土地を拓かんの志ありて、殊に朝鮮の強大を惡みし際なりしが、故に、葦君南閩等の内附を乞ひ來りしに機會を得て、遂

に元朔元年彭吳をして其地に蒼海郡を設立せしめたるなり。此の如くにして、武帝は一旦朝鮮王右渠に屬せし穢貊を奪つて蒼海郡を設置せりと雖も、この占領を確實にせんと欲せば、勢ひ朝鮮に向て一大打撃を加へ、以て右渠が此土地に對する窺齷の念を斷ざるべからず。然るに當時漢國は長城以北に匈奴といふ勁敵を控へたれば、遠く兵を東方に驅り出して、朝鮮を討伐すること能はざりしかば、武帝は元朔三年に公孫弘の諫言を納れて、遂に蒼海郡を放棄するの息むなきに至れり。而して此郡に隸屬せし穢貊の運命に就いては漢史に復之を記さざれども、元封二年に武帝が朝鮮を滅ぼして之を四郡となし、とき、その一郡が眞番郡なりしに因りて之を察するに、蒼海郡の濊民は再び右渠の支配に歸せしなり。さて此の如く武帝の時遼東の塞外に於いて漢と朝鮮とに分争せらるべき地域は、今の鴨綠江及び修佳江を措いて他に之を求むべきなければ、蒼海郡及び眞番郡が共に此域内にあるべきことは、叙上の事實によりても亦推測せらるべし。

臨 屯 郡

漢の四郡は大概朝鮮國の領内に屬せし國別に從つて設置せられしに見ゆれば、眞番郡が故の眞番國に置かれしが如く、臨屯郡は故の臨屯國に置かれしなり。而して臨屯國が朝鮮の領屬となりしも、亦衛滿の時にありしは、史記の朝鮮列傳に「滿以兵威財物、侵降其旁小國、眞番、臨屯皆來服屬」とあるにて知るべし。既に前にも述べたるが如く、茂陵書によれば臨屯郡

は東曉縣に治し、長安を去ること六千一百三十八里にして十五縣を有す。而してこの東曉縣の名は漢書の地理志に樂浪郡の屬縣中に見えたり。此樂浪郡は昭帝の時に眞番臨屯の二郡を廢して之を樂浪玄菟の二郡に併合したる時の制に因れるものなれば、臨屯郡の治所たりし東曉縣の名が地理志の樂浪郡中に見ゆるは、即ち臨屯郡が樂浪郡に併合せられしを證するものなり。然れ共臨屯郡の方位は尙ほ未だ明瞭ならざるが故に、或は之を樂浪郡の東に置き、或は之をその南に擬す。後漢書^{卷十三}の郡國志を見るに、樂浪郡の屬縣には朝鮮、誹那、涇水、貪資、占蟬、遂城、增地、帶方、馴望、海冥、列口、長岑、屯有、昭明、鏤方、提奚、渾彌、樂都の十八縣を擧げたり。今之を漢書^{卷二十}の地理志に載せたる同郡の屬縣たる朝鮮、誹那、涇水、貪資、占蟬、遂成、增地、帶方、馴望、海冥、列口、長岑、屯有、昭明、鏤方、提奚、渾彌、吞列、東曉、不而、蠶台、華麗、邪頭、昧、前莫、夫租、二十五縣と對照するに、前漢書に貪資、黏蟬、遂成とあるを、後漢書には貪資、占蟬、遂城に作り、前漢書に吞列とある所に、後漢書には樂都と見え、また前漢書に記せる東曉以下夫租に至る七縣の名は全く後漢書に缺けたり。而して此七縣の成行こそ臨屯郡の方位を推定するに、屈竟なる關鍵を與ふる者なれ。魏志^{卷三}の東夷傳東沃沮の條を案ずるに、漢武元封二年伐朝鮮、殺滿孫右渠、分其地爲四郡、以沃沮城爲玄菟郡、後爲夷貊所侵、徙郡句麗西北、今所謂玄菟故府是也、沃沮還屬樂浪、漢以土地廣遠、在單々大領之東、分治東部都尉、治不耐城、別主領東七縣、時沃沮亦皆爲縣とあり、又同傳濊の條に、自單々大山領以西屬樂浪、以東七縣郡尉主之、皆以濊爲民と見えたり。さて此の單々大山領は今の平安道及び黃海道と咸鏡道の南部及び江原道の

北部とを分割する大關嶺を指せること明かなれば魏志の所謂領東の七縣は此分水嶺の東にありしなり。而して此七縣は漢書地理志に見えて後漢書郡國志に缺けたる東曉以下夫租に至る七縣なるべし。さて此七縣の中不而縣は魏志の不耐城にて東部都尉の治所なれば、その嶺東七縣の一なるべきは亦言を待たず。三國史記一卷新羅儒理尼師今十七年の條に「華麗不耐二縣人連謀率騎兵犯北境貂國渠帥以兵要曲河西敗之」と見えて、華麗は不耐の近隣なりと思しければ、これもまた七縣の一なるべく、又説文に「鮒鮒出濊邪頭國」とありて、此邪頭は漢書の邪頭昧の省略なるは明白なると共に、其人民の濊なるに因りて之を濊するに、邪頭昧もまた嶺東七縣の一なり。夫租は那珂、箭内、樋口三氏の考定せるが如く、沃沮の異譯にして天租の誤寫なるべければ、これも嶺東七縣の一なり。東曉は前にも述べたるが如く、臨屯國の治所にして、其名は漢書に見えて後漢書に記されざる七縣の頭首に位するを以て之を觀ても、その嶺東七縣の一なりしを推測すべし。前莫蠶台の二縣に就きては、文献缺乏して考察を下すに由なけれど、此二縣の前後に記されたる五縣は悉く嶺東に在りしと思はるれば、此等もまた七縣の中に屬すべきものなり。

さて嶺東の七縣が樂浪郡より分離して、東部都尉の管轄に移りしは、魏志後漢書の東夷傳に記されたるが如く、その土民の強盛にして、之を遠方より統御するの困難なりしに因る。而して土人の一小部分は沃沮なれども、その大部分が穢貊なりしことは、魏志の東夷傳濊の條に、嶺東の七縣は都尉之を主る皆濊を以つて民と爲すとあるにて明かなり。又沃沮民族

の一小部分が嶺東七縣の中に編入せられしことは、夫租縣(正しく)の沃沮なるにても推知せらるべきが、沃沮民族が武帝の時に玄菟郡に屬せしことは、魏志十三の東夷傳に、武帝が朝鮮を滅ぼして四郡を置きし時に、沃沮城を以て玄菟郡と爲すとあるにて明かなり。此の如く嶺東七縣の一小部分が嘗て玄菟郡に屬せりとすれば、其大部分を構成せる濊民族は臨屯郡の管轄に歸せしならん。果して然りとせば、臨屯部の疆域を知らんとするに當りては、先づ漢魏時代に朝鮮半島に據れる穢貊民族の住地を考究する必要あり。さて此民族の疆域を稍明確に記したるは、魏志及び後漢書なるが、魏志十卷三の東夷傳濊の條には、濊南與辰韓北與高句麗沃沮接、東窮大海、今朝鮮之東皆其地也、戶二萬十萬とあり、又後漢書五十八の同傳に云ふ所も殆ど之と同じく、唯魏書に朝鮮とあるを樂浪となせるのみ。辰韓が今の慶尙道の東部及び北部に據れるは更に論なかるべく、又後漢時代の樂浪郡は漢書地理志の同郡より嶺東の七縣を除き去りたるものにて、其疆域は殆ど武帝の時の樂浪郡と均しかるべきが故に、魏志には之を「今朝鮮」ともいへり。されば漢魏時代に於ける濊民族の住地は、南は沙吉岑、小白山山脈等を以て慶尙道と接し、西は分水嶺山脈を以て平安、京畿、黃海三道に連り、東は日本海に臨みしなり。故に今の江原道の大部分が其疆域に屬すべきは確かなれども、其北境が何處まで達せしかは、他の三方の如くに明瞭ならず。魏志及び後漢書によれば、濊は北、沃沮及び高句麗と接すとあれば、此二國の南界と相待ちて、濊民族の北境は規定せらるべきものなり。

玄菟郡

漢の武帝が朝鮮を滅ぼして、之を四郡に分ちし時に、沃沮の地を以て玄菟郡となし、ことは、魏志及び後漢書の東夷傳のいふ所なり。是の故に漢魏時代に於ける沃沮民族の疆域を明かにするときは、玄菟郡の境界はまた自ら知らるゝ理なり。魏志^{十三}の東夷傳東沃沮の條を案ずるに、東沃沮在高句麗蓋馬大山之東、濱大海而居、其地形東北狹、西南長、可千里、北與挹婁夫餘、南與濊貊接、戶五千^{十卷}とありて、後漢書^{十卷}五、東夷傳の云ふ所亦之と同じ。さて此處に見えたる蓋馬大山は平安道と咸鏡道とを分割する長白山の南支脈たる薛罕嶺山脈にして、又大海とあるは日本海をいへるなり。沃沮の地は東北狹く、西南長く、延長千里とあれば、今の定平、咸興以北の咸鏡道を以て之に擬するに、其地形に於いてまたその里程に於いて、魏志が東沃沮に就いていふ所と契合す。東沃沮はまた其北界に於いて挹婁と夫餘とに接す。魏志の東夷傳挹婁の條を案ずるに、挹婁在夫餘東北千餘里、濱大海、南與北沃沮接、未知其北所極とあれば、北沃沮の北境たる其東の一半は挹婁と接し、西の一半は夫餘と連なりしなり。而して挹婁と北沃沮との境界は何處にありしか、叙上の本文に明載なけれど、魏志^{十三}の北沃沮の條に、其俗南北皆同、與挹婁接、挹婁喜乘船寇鈔、北沃沮畏之、夏月恒在山巖深穴中、爲守備、冬月冰凍、船道不通、乃下居村落と見え、而して咸鏡道の濱海の中冬期に結氷するは、獨り豆滿江口の附近にして、其より以南には氷凍を見ずといへば、挹婁が冬月に航行せし船道は専ら豆滿江

にして、海洋にはあらざりしならん。果して然らば北沃沮は此河川を以て挹婁と境界を接せしなるべし。さて次ぎに考究すべきは、その北境の西の一半が何處に於いて夫餘と接せしかの問題なり。夫餘の疆域を案ずるに魏志^{十三}東夷傳夫餘の條に「夫餘在長城之北去玄菟千里、方可二千里、戶八萬^{略中}、山陵廣澤、於東夷之域最平敞」と見えたり。さて魏代の玄菟は今の奉天なれば、此處より北二千里に果して其都城がありしならんには、そは殆ど哈爾濱あたり位する譯なり。然れども松井文學士の考證によりて、扶餘の都は今の農安附近なりと知られたれば、此國の南境は松花江の上源域及び其支流たる輝發江の流域に達せしなるべし。晉書^{十卷}九四夷傳夫餘國の條に至太康六年爲慕容廆所襲破、其王依慮自殺、子弟走保沃沮、とあれば、西晉時代に於いても沃沮と扶餘と接近して相往來せしを察すべく、又好太王の碑文を案ずるに、廿年^{樂永}庚戌東夫餘舊鄒牟王屬民中叛不貢、王躬率往諸軍到餘城と見えたり。而して此碑文には魏時代の夫餘を稱して北夫餘と呼び、之を東夫餘と區別したれば、この東夫餘が魏志の夫餘國にあらざるは明かなれど、好太王の時に夫餘國の殘類が尙ほ長白山の附近に割據せるを以て之を見れば、漢魏時代の夫餘が此邊まで勢力を及ぼし、を察知すべし。さて以上論證せる所を以て沃沮國の疆域を考ふるに、西は狼林山を根幹とする長白山の南支脈を以て高句麗國と相接し、北境の西半は長白山を隔て、夫餘に連り、東半は豆滿江を以て挹婁と界し、東は日本海に瀕せしなり。而して其南方は何處に於いて濊貊と接せしが、此民族の北境に於けるが如く、魏書、後漢書の本文には明載なけれど、母丘儉の行軍路を考究せ

ば、其境界を推定し得るが如し。

魏志が高句麗、濊貊、沃沮等諸國に就いて記載する所は、幽州の刺史母丘儉が高句麗王宮を討伐せし時に踏査見聞せる所に係れりと思はるゝが故に、同書の此行軍に關する記事は、濊貊及び沃沮の地理を考究するに當りて貴重なる材料を提供するものなり。魏志卷二母丘儉傳を案ずるに、正始中儉以高句麗數侵叛督諸軍步騎二萬人進軍沸流水上、大戰梁梁音口、速破走儉、遂東馬懸車以登屠高句麗所都、斬獲首虜以千數、略中宮單將妻子逃竄、引軍還、六年復征之、宮遂奔買溝、儉遣玄菟太守王頎追之、過沃沮千有餘里、至肅慎氏南界、刻石紀功、刊丸部之山、銘不耐之城、諸所誅納八千餘口、論功受賞、侯者百餘人、とあり、又同書東夷傳の東沃沮の條に、母丘儉討句麗、句麗王宮奔沃沮、遂進師擊之、沃沮邑落皆破之、斬獲首虜三千餘級、宮奔北沃沮、北沃沮一名置溝、漢去南沃沮八百餘里、略中王頎別遣追討、宮盡其東界、と見えたり。さて上の母丘儉傳に見えたる買溝は、東沃沮傳の置溝、漢と同名にして北沃沮の別稱なり。買溝は買溝、漢の略約にして、置溝、漢と字形相似たれば、傳寫の際何れかを誤れるなり。三國史記に載せたる高句麗の地名には、某買と稱するもの多く、而して斯る場合に買は何れも川、或は水の義を有するが如し。例へば丙乙買の一名を沙川縣、南買の一名を南川縣、買忽の一名を水城縣、省知買の一名を述川郡、買伊縣の一名を水入縣、伊珍買の一名を伊川縣、買且忽の一名を水谷城といへるの類、即是なり。朝鮮語にては水及び川を「수」といへば、買は蓋し此言の對音なるべし。魏志十三の東沃沮傳によるに、其言語與句麗大同、時々小異とあれば、東沃沮傳の置溝、漢は誤り

にして、母丘儉傳の買溝漢を正しと爲すべし。魏志三の高句麗傳によれば、此國語にて城を溝漢といふとあれば、沃沮語の買溝漢は買城の義ならん。三國史記に見えたる高句麗の地名には、忽字の語尾を有するもの多し。此忽は朝鮮の字音にて *hol(ko)* といひ、漢の郡縣に當る言と思はるれば、魏志の溝漢に同じき土言なるべし。果して然らば、三國史記に見えたる高句麗の買忽は北沃沮の買溝漢と全く同名なるべく、而して買忽の一名たる水域は正しく土言の漢譯と思しければ、沃沮語の買溝漢もまた同義ならん。若し此考察にして幸に正鵠を失はずとせば、北沃沮の一名なりと魏志に記されたる買溝漢は、元來此國の總名にあらずして、實は其首都の名稱なりしなり。而して此都城の今の何城に當るべきかは、固より之を確言し難しといへども、東沃沮全土の長さが千里なるに、北沃沮の都は南沃沮の都を去ること八百餘里なりといへば、買溝漢が沃沮國の北部にあるべきは勿論なれど、此都城が咸鏡道の那邊に位すべきかは、南沃沮の南界が定りたる後に至りて、始めて推測せらるべきなり。

魏志の云ふ所によれば、東沃沮の全延長は千里なり。而して高句麗王宮を追撃したる玄菟の太守王頌は、南沃沮を發し千餘里を過ぎて、沃沮の東界を極め肅慎氏の南境に達せりといへば、王頌の出發點が沃沮の南界にありしは明かなり。又南沃沮に逃れたる宮を追躡したる母丘儉は何れの道に由りて彼處に至れりやと考ふるに、鴨綠江の中流域より咸鏡道の南部に出るには、洞溝邊より江界に入り、更に方向を東に轉じ、牙得嶺を越えて中江の流域に達し、此河の上源地より黃草嶺を跋りて咸興に出づるを順路とす。思ふに母丘儉の軍を進

めたるも、又宮の先きに逃れたるも、均しく此道に由りしなるべし。而して宮が南沃沮に走れるは、沃沮及び濊貊の援助を得て恢復を圖らんが爲なりしと思はるゝは、魏志の東沃沮の條に、國小、迫於大國之間、遂臣屬句麗、句麗復置其中、大人爲主者、使相主領、又使大加統責其租賦、貂布魚鹽海中食物、千里擔負致之、又送其美女、以爲婢妾、遇之如奴僕、とあり、又濊の條に、漢末更屬句麗、正始六年、樂浪太守劉茂、帶方太守弓遵、以領東濊、屬句麗、興師伐之、不耐、侯等舉邑降、とありて、沃沮、濊貊の二民族が後漢末より高句麗に隸屬せるを以て之を知るべし。故に母丘儉は正始六年には自ら兵を率ゐて高句麗より南下し沃沮に向ふと共に、一面には樂浪、帶方二郡の太守に命じて、宮に服屬せる嶺東の濊貊を襲はしめ、以て南北兩道より高句麗王を挾撃せんと謀りしなり。是に於いて宮は形勢の甚だ非なるを知覺しければ、南沃沮を棄て、北沃沮に走りしなるべく、而して母丘儉が黃草嶺を下りて咸興に達するや、句麗王は既に北方に逃れたる後なりけんが故に、此處より王頎に一隊を添へて宮の追撃に向はしめ、自身は南下して濊民族の討伐に従事せしなるべし。此の考察にして、誤ることなくんば、王頎の出發地は今の咸興府にして、沃沮國の南境は此邊にありしと斷定せざるべからず。而して咸興府より東北八百餘里に位せし買溝、湊は今の鏡城、或は會寧ならんか。

故那珂博士は東沃沮を以て今の咸鏡道となし、玄菟郡を置きたる沃沮城は今の咸興府なりと斷言せり。(史學雜誌第五篇二 九三頁朝鮮古史考)沃沮城を以て咸興府と考定したるは、叙上の理由によりて正しけれども、東沃沮を以て咸鏡道全部に擬したるには賛成すること能はず。從來沃沮

は咸鏡道に當てられたるが故に、濊貊の住地たる臨屯郡は常に江原道に擬せられたり。然れども此考察の如くならんには、沃沮の南は濊貊朝鮮なるべきに、魏志には濊貊一國のみを擧げ、又濊の北は沃沮なるべきに同書には沃沮の外に高句麗を記せり。是によりて之を考ふるに、濊貊の住地は江原道に限られずして、咸鏡道の南部をも包含せしなるべく、而して此見解の誤らざるは、既に上段に陳べたるが如く、王頌の出發點が今の咸興府にして、而も此邊が沃沮の南界なりしにて證すべし。又此時母丘儉が沃沮城即ち今の咸興府より南下して討伐せる民族の濊貊なりしは、魏志^{卷二}芳紀に〔正始〕七年春二月、幽州刺史母丘儉討高句麗、夏五月討濊貊皆破之、韓那奚等數十國冬、率種落降とあるにて知るべし。但此文は母丘儉の高句麗征伐を七年となせども、魏志の母丘儉傳には六年とあり、又板石嶺にて發見せる丸都の碑文にも、正始三年高句麗……督七牙門、討句麗、五年……復遺寇、六年五月旋と見えて、母丘儉の最後の高句麗征伐を亦六年と爲せば、本紀の七年は斷じて六年の誤なり。然し碑文には母丘儉の凱旋を五月とし、本紀は濊貊の征服終了を均しく五月に係けたるを以て之を察するに、魏志の本紀は單に年次を誤れるのみにて、月次には誤謬なしと思ふべし。果して然りとせば、母丘儉が高句麗王宮の追討を開始せしは正始六年の二月にして、五月には沃沮濊貊を征服し訖りて、丸都城に引き返へせしなり。此役に母丘儉が征服せし濊民族の中に於いて最も有力なりしは不耐なりしと見えて、母丘儉傳には、銘不耐之城と記したり。而して此不耐城が漢書の不而と同名なるは明かにして、又その濊民族なりしは、魏志^{十三}の東夷傳濊

の條に、自單々大山領以西屬樂浪、自領以東七縣、都尉主之、皆以濊爲民、後省都尉、封其渠帥爲侯、今不耐濊、侯皆其種とあるに知るべし。さて此不耐濊の住地が咸興の南に位したるは勿論なるが、その的確なる方位は魏志に明文なければ、之を斷言すること能はず。然れども魏志の濊傳に、正始六年樂浪太守劉茂、帶方太守弓遵、以領東濊屬句麗、興師伐之、不耐侯等舉邑降、其八年詣闕朝貢、詔更拌不耐濊王、居處雜在民間、四時詣郡朝謁、二郡有軍征、賦調供給、役使遇之如民とある文を玩味するに、樂浪帶方二郡の太守が嶺東の不耐濊を討伐せしは、南沃沮に逃れたる宮を討たんが爲に南進せる母丘儉の本軍に會せんの計畫なりと思しければ、此濊民の根據地が南沃沮を去ること甚だ遠からざりしを示すと共に、不耐濊王の土人が魏の郡民と雜居せるなどの状況を以て之を察するに、樂浪郡の治所たる今の平壤と最も密邇せるは想像するに難からず。魏志の濊傳を案ずるに、其地饒と見えたり。是は固より濊貊民族の住居せる全域の地味を語れるものにあらずして、専ら永興德源あたりの平野を指し、ものならん。此邊は大概土地豊肥にして樂浪郡治たる平壤に最も接近する處なれば、不耐濊の住地は蓋し此間にありしなるべく、而して此濊民が嶺東に於いて最強盛なりしも、畢竟此肥沃の平原に據りしが故ならん。又魏志の東沃沮傳を案ずるに、其土地肥美、背山向海、宜五穀、善田種と見えたるが、是は専ら咸興即ち古の沃沮城附近の原野に就いて云へるなり。何となれば此處より以北の咸鏡道は大都瘠土にして、決して肥美と稱すべからざればなり。果して然りとせば、沃沮と濊貊との境界線は今の咸興と永興との間に求めざるべからず。東國

輿地勝覽十卷八定平都護府古跡の條に、古長城、高麗時所築、西踰大嶺、東接都連浦、三周其隍、以禦女眞、此乃三關門之地とあり、又關北誌定平古蹟の條に、古長城、在縣平定北鼻白山上、高麗時所築、西踰大嶺、東接咸興、宣德海濱、三周其隍、以禦女眞、古稱三關門と見え、たれば、定平の北、咸興の南に位する鼻白山の一脈が南北を分割する要害の地たるを察知すべし。且つまた箭内文學士の考證によれば、此長城は金の曷懶路及び東眞國と高麗國との境界をなし、のみならず、元末に於ける元と高麗國との界線たりしといへば、(史學雜誌第二十一篇第五號)漢魏時代に於ける沃沮と濊貊との境界も亦此處に在りしなるべし。

以上論證せる所に誤なしとすれば、沃沮民族は定平以北の咸鏡道に住し、濊貊民族は此處より以南の咸鏡道及び江原道の大部分に據れるなり。而して漢代の臨屯郡は大體に於いて此濊貊の地に置かれ、玄菟郡は沃沮の地に設けられしなれど、此二郡の領域は何れも樂浪郡に接近したる部分に限られたりと思はるゝが故に、玄菟郡は定平以北端川附近に至る、即ち今の咸鏡南道に限られしなるべく、又臨屯郡は定平以南襄陽江陵附近に至るまでを領し、其より以南は實際其管轄に屬せざりしなるべし。

樂浪郡

以上眞番、玄菟、臨屯三郡の疆域に就いて陳べたる所によりて、樂浪郡の東北二方の境界は略推測し得たれば、次ぎに考究すべきは、其西北境と漢の遼東郡との接觸線なりとす。武帝

の四郡は朝鮮を滅ぼして、其地に設置せられたるものなれば、樂浪郡の西北境が那邊にありしかを知らんとするに當りては、勢ひ故朝鮮國の此方面に於ける境界を考察せざるべからず。史記^{卷十五}の朝鮮列傳を案ずるに「朝鮮王滿者故燕人也、自始全燕時嘗略屬真番朝鮮爲置吏築鄣塞、秦滅燕、屬遼東、外徼漢興、爲其遠難守、復修遼東故塞、至涿水爲界、屬燕、燕王盧綰反、入匈奴、滿亡命、聚黨千餘人、難結蠻夷服、而東走出塞、渡涿水、居秦故空地、上下鄣、稍役屬真番朝鮮蠻夷及故燕齊亡命者王之、都王險」と見えたり。さて此文中に見えたる涿水は明かに今の鴨綠江なるべきが故に、漢初に於いて箕氏の朝鮮と漢の遼東とは、此河水を以て境界を劃せしなり。又此處に遼東の故塞とあるは涿水の北に在りし鄣塞にして、漢以前全燕の築ける長城をいふなり。燕の亡命者たる衛滿は此鄣塞を出て、涿水即ち鴨綠江を渡り、秦の故の空地に據れりとあれば、此空地が涿水の南即ち今の朝鮮の地にありしは、甚だ明瞭なることゝす。又こゝに見えたる「上下鄣」の三字を王先謙は上下「鄣」と訓みたれども如何にや。これは故耶珂博士の解したるが如く、鄣を上下せりと讀みくだすべきものにて、此鄣が彼空地の南邊に位し、朝鮮と接せる境上に築かれし鄣塞たるは、察するにかたからず。漢書^{卷二十}の地理志樂浪郡の條に雲鄣と稱する鄣塞の名を擧げたれば、滿の上下したる鄣は蓋し此雲鄣ならん。然れば所謂秦故空地は涿水と此雲鄣との間に亘れる地域たるべきは明白なれども、さて此空地が鴨綠江の南に於いて何處まで延長せしか、此文のみにて未だ遽かに斷言し難し。然れども魏志^{十卷}三東夷傳の韓の條に引用せる魏略の文によりて、此空地の廣袤は推定し得ら

るべしと思はるゝが故に、左に其の文を摘載すべし。

昔箕子之後朝鮮侯、見周哀、燕自尊爲王、欲東略地、朝鮮侯亦自稱爲王、欲與兵逆擊燕、以尊周室、其大夫禮諫之、乃止、使禮西說燕以止之、不攻、後子孫稍驕虐、燕乃遣將秦開攻其西方、取地二千餘里、至滿潘汗爲界、朝鮮遂弱、及秦并天下、使蒙恬築長城、到遼東、時朝鮮王否立畏秦、襲之、略服、屬秦、不肯朝會、否死、其子準立、二十餘年、而陳項起、天下亂、燕齊趙民愁苦、稍々亡往、準準置之於四方、及漢以盧縮爲燕王、朝鮮與燕界於溟水(溟水の誤)、及縮反、入匈奴、燕人衛滿亡命爲胡服、東渡溟水、詣準降、說準求居西界、故中國亡命爲朝鮮、藩屏準、信寵之、拜爲博士、賜以圭、封之百里、令守西邊、滿誘亡黨衆稍多、乃詐遣人告準言、漢兵十道至、求入宿衛、遂還攻準、準與滿不敵也。

魏略の此文は前掲史記の文と相待つて、遼東と朝鮮との境界を窺ふべき、好箇の史料を供するものなり。此書によれば、衛滿は溟水を渡りて朝鮮の西界に留まりしに、箕準は因りて之を西邊百里の地に封じ、以て朝鮮の藩屏たらしむとあり。思ふに此百里の地は史記の所謂秦の故空地に該當するものなるべし。當時の百里は殆ど我が七八里に過ぎざれば、衛滿の據れる西邊百里の地域は鴨綠江南七八里の地にして、彼雲鄣は此地域の南邊に連互する山脈に因りて築かれたるものなり。大東輿地圖を案ずるに、平安咸鏡二道の分界嶺は狼林嶺に至りて、西方に一支脈を分岐し、楚山の南境より鴨綠江と平行して、西南に繇互し、鐵山の東に達して海に没す。又此分脈は摩天の北に於いて、北方に小支脈を分出し、朔州の西、青水に

至りて鴨綠江に迫る。思ふに樂浪郡の雲鄴はこの青水、摩天鐵山を連絡する線邊山脈に依りて築造せられたるものなるべく、而して朝鮮、衛滿の封ぜられたる百里の地、即ち史記の所謂秦故空地は、此山脈と鴨綠江とによりて包圍せられたる地域にして、今の龍川及び義州の地に當るべし。

秦漢二代に於ける朝鮮と遼東との境界は、叙上の考證によりて稍推測し得べきが、戰國時代に於ける燕と朝鮮との境界は尙ほ不明に屬す。魏略のいふ所によれば、燕は戰國の末に秦開をして朝鮮の地を略取せしむること二千餘里、滿潘汗に至りて界となし、かば朝鮮は是より衰弱せりといへり。さて此文を卒爾に讀まん者は、此時燕は晉に朝鮮が遼東に領有せる地を奪略せるのみならず、また深く朝鮮半島にも侵入して、多くその領土を掠め去りしならんと想像すべし。然れども退いて此二千餘里を實際に當て、考ふるときは、其の何たる價值を有するものにあらざるを悟るべし。何となれば、此二千餘里の里數は、何處より起算したるかを明示せざればなり。然れども今假りに之を遼陽より數へたりとせんか、此處より今の京城に至るも尙ほ千二三百里に過ぎず、又山海關より數へたりとせんか、此處より京城に至るも尙ほ二千里を出づべからず。されば此二千餘里の數字によりて、燕と朝鮮との境界たる滿潘汗の位置を推測せんは、寧ろ徒勞の業のみ。然らば此二國の分界線たる滿潘汗の方位は、遂に之を尋ぬるに由なきか。曰はく然らず。漢書卷二十の地理志を案ずるに、遼東郡の屬縣に番汗縣と稱するものあり。是は明かに滿潘汗の頭字滿を省略したるも

のにて、此河水によりてその名を得たるは、宛も同郡の無慮縣が醫巫閭山の頭字醫を省略したる名稱なるが如きものなり。而して番汗縣の方位に就いては、其注に「沛水出塞外、西南入海、應劭曰汗水出塞外、西南入海、番音盤、師古沛音普蓋反、汗音寒」と見えて、此處に塞外とあるは、遼東の塞外なるべきに論なければ、此塞外より出て西南流して海に入る遼東郡内の河水は、鴨綠江の外に決して之を他に求むべきなし。果して然らば、滿潘汗は鴨綠江の古稱にして、番汗縣は此河水に近き處に在りしより、其名を得たるものなり。又沛水も汗水も共に滿潘汗の別稱なるが如くに思はれんが、汗水の名は滿潘汗の省略、番汗を更に省略したるものなるべければ、其實滿潘汗の略稱たるに過ぎず。沛水は涿水と同音なるによりて、或は之を以て同名の異譯ならんと解せられざるにあらねど、汗と沛とは字形に於いて已に類似するが故に、その混同のあり得べきを許すと共に、番汗縣の下に附せられたる沛水及び汗水の注の全く同一なるを思へば、沛水は蓋し汗水の誤寫なるべし。又魏略の同一文中に均しく鴨綠江を指すに滿潘汗と涿水との二稱を擧げたりとせば、或は其の奇なるに疑を懐かんものなるとも保し難けれど、魏略の此文は二個の異なる史料を使用して編述したるものとすときは、その疑團は自ら氷解すべきなり。時と所とによりて名稱を異にすることあるは、獨り此河水に限るべきにあらざればなり。鴨綠江は涿水、滿潘汗と呼ばれたる外に、また馬營水とも稱せられしなり。其徵は漢書卷二十の地理志、玄菟郡西蓋馬縣の注に「馬營水西北入鹽難水、西南至西安平入海、過郡二、二千一百里」とある是なり。玄菟郡の西蓋馬縣が沃沮と高

句麗との境界をなす蓋馬大山より其名を得たるは明かなると共に、西安平の九連城の古稱なりしは疑なければ、馬訾水の鴨綠江なるべきは言を待たず。たゞ漢書に既に此河水を沮水といへるに、又之を馬訾水と呼ぶは奇怪なりと難ずるものあり。然れども沮水も馬訾水も共に土言の音譯なるべければ、漢人が傳聞の際に譯名に差異を生ずるは、決して怪むべきにあらず。又同一河川が上流と下流とに於いて其稱呼を異にするは往々にしてあることなれば、或は沮水は鴨綠江の下流の名稱にして、馬訾水はその上流の稱呼なりしやも知るべからず。其は何れにもせよ、沮水と馬訾水とが漢代に於ける鴨綠江の名稱たりしに於いては、毫も疑義の存ずべきなし。さて以上考證せる所によりて、滿潘汗が沮水、馬訾水の如く鴨綠江の古稱なりとせば、全燕は實に此河水を以て箕氏の朝鮮と土壤を接せしなり。

以上は史記の朝鮮傳に見えたる沮水及び魏略の滿潘汗を鴨綠江と斷定して立論せるものなるが、此假定の誤らざるは、他の紀事と毫も矛盾せざるにても知るべし。然れども隋唐時代に至りて沮水は専ら大同江を指し、が故に、或る論者は此事實を根據として、漢時代の沮水も均しく大同江をいへるにて、鴨綠江にあらざるべしと思惟す。此考察の誤れるは、史記漢書の朝鮮傳を精讀せば、自ら悟らるべき譯なれど、尙ほ根本的に此見解の誤謬なるを知らしめんには、歴史上の大勢より漢韓二國の關係を説明せざるべからず。抑も朝鮮が叢爾たる小半嶋を以てして、長く亞細亞大陸の東端に獨立を維持して、その隣大國支那國の并吞を免かれたるは、東洋史上に於ける奇異なる現象と思はれんが、其は全く支那國が長城及び

遼東遼西の塞外に於いて、常に強勇なる戎狄を敵國として有せしに由る。故に漢民族が朝鮮に兵を加へてその領土を略取せんと欲せば、必ず先づ此塞外の蠻族を撃退して、豫め後顧の憂なからしむるを要す。漢の武帝が匈奴を漠北に撃退したる後に於いて始めて朝鮮國を滅ぼしたるが如き、隋の煬帝、唐の太宗が突厥を服従しめたる後に於いて始めて高句麗を征伐したるが如き、又同様の事情の下に唐の高宗が百濟高句麗二國を伐ちてこれを并呑したるが如き、何れも其實例を示すものにあらずして何ぞや。之を要するに朝鮮半嶋に起れる國家は叙上の二大勢力の東端に位するが故に、南方の大勢力たる漢國が朝鮮を討伐し得るの時は、必ずや只に中國を統一するのみならず、また必ず長城以北の勁敵を撃退し、或は服屬したる後ならざるべからず。此大勢を以て之を推すに、戰國時代の燕は直隸省及び遼東に據れる小國なり、之を内にしては三方に強國を控へ、之を外にしては匈奴、東胡、穢貊の侵寇に備へざるべからず。此の如き形勢の下にありては、如何に燕が東方に土地を拓かんと欲するも、鴨綠江を越へて深く朝鮮半嶋に領土を擴張せんは、到底事情の許さざりし所なり。秦の始皇帝は六國を亡ぼして天下を一統し、その威力はまた燕の比にあらざりしと雖も、群雄割據の餘風は一朝にして抜き去るべきにあらず、故に苟も秦室に事あらんか、四方の怨民競ひ起つて離反せんとするの有様なりき。皇帝はまた北邊に萬里の長城を築き、匈奴を漠北に撃退せりといへども、邊境の警備にして廢弛することあらんか、北狄は直に南下して塞内を窺はんとせり。加之遼東遼西の緣邊には東胡、穢貊の尙蟠屈するありて、絶えず東方に

於ける秦の勢力を中斷せんとするの形勢なりき。此の如き内外の事情を以てしては、如何に始皇帝が朝鮮を滅ぼさんと欲するも、其は全く不可能の事たりしが故に、たゞ僅に鴨綠江南に於いて今の義州龍川を掠め得たるに過ぎざりしなり。

始皇帝没して天下また大亂となり、遼東の警戒も大に弛みしかば、鴨綠江南の地は亦防禦するの暇なく、漢の初燕の亡命衛滿が東方に走れる時に、此處は全く空地と化し居りしなり。然らば何故に朝鮮は中國の衰頽に乗じて此地を略屬せざりしが、義州龍川の地は決して人民の住居に適せざる礪磽の荒土にあらず。然るに朝鮮が之を傍觀して占領せざりしに就いては、必ずその理由なくんばあらず。思ふに此地域は漢、貊、朝鮮三民族の衝突點にして、而もその分争地たりしなり。故に此三國の中何れかが最も強盛にして他の三國を排斥し得る程の勢力を有するときは、よく之を領有し得べきも、苟も三國の勢力に差等なきに至らんが、此地域は自ら無所屬の間空地と化し去るなり。嚮きに秦は始皇帝在位の間は鴨綠江の流域に據れる穢貊及び朝鮮半島の西北部に據れる朝鮮國を威壓し得たりしかば、秦は龍川、義州の東南邊に鄣塞を築きて之を占領したりしが、帝死して其防備の解除せらるゝや、此間には全く無所屬の荒地と變じ去れり。之を後世の歴史に徵するに、唐代に於いて全く之と同様の状態は、再び鴨綠江南の地に現出せり。始め唐は新羅と連合して、百濟、高句麗の二國を併合するや、今の平壤に安東都護府を置きて之を鎮撫せしが、武韋の亂に唐室の威力は内外に失墜せしを以て、新羅はこゝに機會を得て、唐が半島に有せる領土を侵略して、遂に大同江

に達せり。而して之と殆ど同時に、大氏の靺鞨は吉林者に崛起して、其勢力を鴨綠江流域の大半に及ぼし、かば、唐は纔に其河口を扼して、新羅に通ずる道を擁するに過ぎざりき。是に於いて鴨綠江と大同江との間は唐、新羅、渤海三國の分争地となり、唐は徒にその所有權を稱せしのみにて、其地の實際無所屬の間空地となれるは、宛も秦末漢初に於ける鴨綠江南百里の地に異ることなかりき。而して唐代の間空地の廣大なりしは、新羅の都が東方慶州の地に僻在せると、唐の最初朝鮮に有せし領土の廣大なりしとに因り、秦末漢初の空地が狹小なりしは、衛氏の朝鮮の都が今の平壤にありしと、秦の此方面に於ける勢力が唐の如く強大ならざりしとに因るなり。

樂浪郡の四至に於いて最も明確を缺きたるは其南界なるが、之を當時に於ける大體の形勢に鑑みるに、漢江の流域は此郡内に包含せられしが如し。漢江は當時如何なる名稱にて知られたるか、固より之を的確に指示すること能はざれども、漢書卷二十の地理志に擧げたる樂浪郡の屬縣含資の注に「帶水西至帶方入海」とある文中に見えたる帶水は、蓋し今の漢江なるべし。其理由は、魏志卷三の東夷傳に引用せる魏略によれば、王莽の地皇年間に辰韓の會長に廉斯鏹と呼ぶものあり、樂浪に降らんと欲して其國を出で、含資に至りて其由を郡吏に傳へたりとあれば、此縣は辰韓の邊界に接近せし樂浪郡の屬縣なるべし。辰韓は今の慶尙道の東北兩面に據れる民族なれば、此國より樂浪に至らんとするには、其東北境より鳥嶺或は竹嶺を越えて忠州に出づるを順路とす。而して漢江の上流は此邊を通過するが故に、

含資縣は蓋し今の忠州なるべし。此處より西流して海に入る大河は獨り漢江なるが故に、今西文學士が帶水を以て今の漢江ならんと考察したるは、恐くは正鶴を失はざるべし。(學史雜誌二十三頁六八頁)帶方縣が帶水より其名を得たるは明かにして、其方位は的確に知る由なけれど、此河水の流域に於いて漢人の據るべき形勝の地は今の京城なるべければ、帶方縣は此地に在りしなるべし。さて以上の理由によりて、帶水即ち今の漢江の流域は樂浪郡に屬せしを推知し得べきが、其より以南の地も亦此郡に包含せられしや否やに至りては、直接に之を證すべき記録なきが故に、勢ひ此郡の南方に在りし韓民族の疆域と勢力とを考察して、間接に其南境を推定するの外他に途なきなり。

朝鮮半島の南部に據れる韓民族の事を初めて詳細に傳へたるは、魏志の東夷傳とす。今前漢時代の事を論證するに、魏代の文書を使用するは穩かならずと思惟するものあらんが、此兩代に亘りて半島の形勢狀態に多大の變化なかりしは、魏志卷三に引ける魏略を見るに、前漢末に已に辰韓、弁韓の名ありて、魏志の云ふ所と吻合するを以て之を知るべきが、故に、前漢時代に於ける韓國の事情を魏志の文によりて之を推論するも、決して無謀のことにあらざるべし。魏志の韓傳を案ずるに、韓在帶方之南、東西以海爲限、南與倭接、方可四千里とあれば、韓民族の有せる疆域の決して狭小ならざりしを思ふべし。當時韓國は馬韓、辰韓、弁韓の三部に分かれ、その中馬韓は五十四國を有し、大國には萬餘家、小國には數千家を有し、總計十餘萬戸を數へたり。又辰韓と弁韓とは合して二十四國を包含し、大國には四五千家、小國に

は六七百家を有し、總計四五萬戸を有したりといへば、此二國を合せて殆ど馬韓一國に當りし國力なりしなり。此等の國々には臣智と呼ぶ渠帥ありて、各部曲を率ゐ、相互の關係は至て緩慢なりしが、如くに見ゆれど、魏志の文を仔細に玩索するに、此三國が均しく馬韓王の下に統合せられたるを知るべし。馬韓國が一王によりて統治せられしは、辰王治月支國とある文によりて證すべきが、辰韓國も亦馬韓王の制裁を受けたりと見えて、魏志の辰韓の條に「其十二國屬辰王、辰王常用馬韓人作之、世々相繼、辰王不得自立爲王」とあり、又其下に「辰韓人は古之亡人、避秦役來適韓國、馬韓割其東界地與之」とあり、又此處に引用せる魏略に、明其爲流移之人、故爲馬韓所制」と記せり。辰韓を以て秦人の後なりとなすは、辰秦二字の音相近きによりて思ひ付きし傳會にして、宛も倭人を以て吳の太伯の子孫なりといひ、匈奴を以て夏后氏の苗裔なりとなすが如き、例の支那人の假托なり。然れば此一説は固より歷史上の事實となすべからざれども、辰韓の孤弱にして、常に馬韓の制馭する所となりしは確かなり。

辰國の名は三韓全部の名稱なるや、はた其一部分の稱呼なるや、魏志の東夷傳の云ふ所にては、其區別甚だ明瞭ならず。例へばその韓傳に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、辰韓者古之辰國也とあるによれば、辰國は三韓の一國辰韓をいへるなり。然るに馬韓の條を見るに、辰王治月支國とありて、而も月支國は馬韓五十四國の中に見ゆる一國なるが故に、馬韓は辰國の一部にて、辰國は三韓全土の總稱なりしやに思はるべし。又辰韓の條を見るに、辰韓弁韓の二十四國を一括して之を列記し、而して弁韓に屬する十二國には一々弁辰の名を

冠して、之を辰韓の十二國と區別せる所を以て之を見るときは、弁韓もまた辰國の一部なりしやに考へらるべし。然るに辰韓の條を案ずるに、弁辰韓合二十四國略中其十二國屬辰王、辰王常用馬韓人作之、世々相繼、辰王不得自立爲王とあり、而して此辰王は専ら辰韓王を指したるものにて、馬韓の條にいへる辰王の馬韓王を指したると同じからず。此の如く魏志の東夷傳に於いては辰王の名稱に矛盾する所あるが故に、讀者は必ず何れの韓國が果して辰國なりしかと判定するに苦しむべし。然れども辰韓の條に「辰韓在馬韓之東、其耆老傳世自言、右之亡人、避秦役、來適韓國、馬韓割其東界地與之、有城柵、其言語不與馬韓同、名國爲邦、弓爲弧、賊爲寇、行酒爲行觸、相呼爲徒、有似秦人、非但燕齊之名物也、名樂浪人爲阿殘、東方人名我爲阿、謂樂浪人、本其殘餘人、今有名之爲秦韓者、始有六國、稍分爲十二國」とありて、當時魏人は辰韓をまた秦韓とも稱し、而してこの秦韓は秦人の移住せるものなりと附會せるを以て之を察するに、魏人の所謂辰國専ら辰韓を指し、なり。

此の如く魏志の文を考究し來れば、辰國は辰韓傳に明言せるが如く、専ら辰韓を指したるものにて、馬韓傳に辰王とあるは韓王或馬韓王の誤なるべきに結歸するに反して、後漢書に至りては明瞭に辰國を以て三韓の總名となし、馬韓王を以て辰王と爲せり。其徴は同書卷八十四の東夷傳韓國の條に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、馬韓在西、有五十四國、其北與樂浪、南與倭接、辰韓在東、十有二國、其北與濊貊接、弁辰在辰韓之南、亦十有二國、其南亦與倭接、凡七十八國、伯濟是其一國焉、大者萬餘戶、小者數千家、各在山海間、地合方四千餘里、東西以海限、皆古之

辰國也、馬韓最大、共立其種爲辰王、都目支國、盡王三韓之地とあり、又其下文に「初朝鮮王準爲衛滿所破、乃將其餘衆數千人走入海、攻馬韓破之、自立爲韓王、準後滅絕、馬韓人復自立爲辰王」とあるにて證すべし。此の如く後漢書は辰國を以て三韓全土の總名となし、魏志は辰韓を以て辰國となすに於いては、後世の學者は何れを非とし、何れを是とすべきか。今その記載する年代を以て之を云へば、後漢書が魏志の前にあるは言を待たずといへども、後漢書の編者は宋の范曄にして、魏志の作者は晋の陳壽なれば、編纂の上より之を論ずれば、魏志の成れるは後漢書の前にあり。且つ後漢書の東夷傳は多く魏志の文を剽竊簡約したるものにて、殊に韓傳に於いて然りとす。然れば范曄が魏志によりて韓國の事を綴らんとするに當り、此書が辰王と稱するものを見るに、或は辰韓王をいひ、或は馬韓王を指し、その表はす所甚だ曖昧なるに苦しみしなるべし。因て編者は辰國の名を以て三韓全土の總稱と解し、以て此矛盾を避けんと謀りしならんが、これ固より魏志の曲解たるを免かれず。されば後漢書の文を典據として、余輩が魏志の批判によりて得たる結論を左右すべきものにあらず。

漢書の朝鮮列傳を案ずるに、眞番辰國とあれば、魏志の韓傳に「辰韓者古之辰國也」とあるは、漢書或はその他の古書によれるは明かなり。然らば前漢時代の辰國は果して何れの國を指したるものなるか。已に前にもいへるが如く、魏志に引用せる魏略には王莽の地皇年間、辰韓の渠帥廉斯鑿が樂浪に詣りて降服せることを記し、又同文に弁韓より布萬五千匹を同郡に納めたるを載せれば、前漢の時に已に韓國は辰韓、弁韓、馬韓の三國に分れたりしな

り。果して然りとせば、漢書の辰國は魏志のいふが如く、専ら辰韓一國を指したるなり。又更に之を考ふるに、漢書の朝鮮傳は全然史記の文を轉載したるものなるに、獨り史記に「眞番旁衆國」とある所のみを改めて「眞番辰國」となせるに就いては、固より疑なき能はず。思ふに班固は史記に「旁衆國」とあるを一層明瞭ならしめんが爲に、當時朝鮮即ち樂浪郡の近傍に在りと知られたる辰國の名を以て、恣に之に換へたるにあらざるなきか。史記の所謂眞番の旁の衆國とは、穢貊、玄菟、臨屯等の如き漢土に接近したる民族を指したるものなるべきに、若しも漢書の云ふが如く、此衆國の一が辰國なりとせば、慶尙道の東部に僻在せる辰韓が朝鮮國を横斷して、遠く漢天子に朝貢せることゝなるべし。此の如きは之を後世の歴史に徴し、又之を實際に當てゝ考ふるに、殆どあり得べからざる事なり。或る論者の如きは之をしも悟らず、單に漢書が眞番辰國と并記するを理由として、眞番國も亦朝鮮半島の南部辰國の近傍にありしならんと思惟すれども、此等の論者は畢竟漢書史記の文を通讀して、未だその眼光の紙背に徹せざるものなり。

辰韓が馬韓に隸屬せし事は、魏志の文によりて明白なるが、之と密接の關係ありげに見ゆる弁韓或は弁辰は果して如何なる状態にてありしか、魏志を一通り讀みたる所にては、遂に斷言し難きものあり。尤も同書弁辰の條に「十二國亦有王」とあれば、弁韓の十二國にも亦王ありしには相違なけれど、此王は辰韓に於けるが如く、馬韓人を奉じて自國の王となし、か、但しは自國には獨立の王ありしか、その邊は全く不明に屬す。後漢書^{卷十五}東夷傳に「馬韓最

大、共立其種爲辰王、都目支國、盡王三韓之地、其諸國王、皆是馬韓種人焉とあるによれば、弁辰の王も亦馬韓人なりしに思はれんが、後漢書の編者は已に三韓全部を辰國と誤解したれば、此條に云ふ所も亦臆斷の嫌あり、直に此文を典據として、弁辰の王も亦馬韓人なりと推測するは、聊か危険の虞なしとせず。然れども余輩は魏志の馬韓の條に、辰王(即ち馬韓王)治月支國、臣智或加優呼臣雲遣支報、安邪跋支漬、臣離兒不例、拘邪秦支廉之號とある文を考察して、弁韓も亦辰韓の如くに馬韓の制馭する所となりしならんと推測す。此文は由來難解のものと思えて、未だ之が解釋を試みたる者ありしを聞かず。然れども優呼以下秦支廉に至る文が臣智即ち馬韓の大渠帥の帯びたる稱號なりしは明なるが故に、余輩は之を優呼臣雲の遣支報、安邪の跋支漬、臣離の兒不例、拘邪の秦支廉と訓み、優呼臣雲、安邪、臣離、拘邪を地名とし、遣支報、跋支漬、秦支廉を職名或は稱號ならんと思惟す。さて此地名の中所屬の明白なるは、安邪及び拘邪なりとす。魏志の辰韓、弁辰の條を案ずるに、安邪、拘邪の二國は弁辰十二國の中に屬し、又同書倭人の條を見るに、拘邪國は帶方郡より倭國に至るとき、船舶の錠泊する韓國南岸の要津なりとす。故に故那珂博士は之を國史の加羅、韓史の加那にして、今の金海となりし、又安邪は國史の安羅、韓史の阿尸良にして、今の咸安なりと斷定せり。加羅、安羅の二國は任那十國に屬し、前後日本府の所在所なりしを以て之を見て、もその共に南韓に於ける樞要の地たるを察知すべし。而して馬韓の大渠帥が此二國の名を冠したる稱號を有せしを以て之を考ふるに、弁辰十二國も亦馬韓に隸屬せしならん。

朝鮮半島の南部が漢魏時代を通じて三國に分裂し、而も此三國が緩慢なる形式によりて、馬韓に統合せられたるは、叙上の考證によりて之を知り得たり。而して辰韓、弁韓、二國の疆域が今の慶尙道に該當すべきは、既に津田氏の考證ありて、更に考究を要せされど、獨り馬韓の境界に至りては、未だ明瞭ならざるものあり。然るに辰韓、弁韓の二國が合して二十四國、四五萬戸を有したるに對して、馬韓は一國にして五十四國、十餘萬戸を有したるを思へば、馬韓國が少くとも全羅道の全部及び忠州を除きたる忠清道を領有せしことは、推知するに難からず。當時辰韓の北江原道には濊貊あり、馬韓の北には樂浪郡に據れる漢人ありて、何れも南下して韓族を壓伏せんず形勢なり。この中最も強盛なる漢國の代表者たる樂浪郡が三韓を服屬すること能はざりしは、其東北二方の一帯に濊貊民族の存在して、之と對抗の形勢をなし、と、その南方に三韓を統合せる馬韓の割據せるとに因らざんばならず。此大勢を以て之を考ふるに、帶水即ち今の漢江の流域は實に漢、貊、韓三民族の衝突點にして、而もその分争地たりしなり。是の故に漢運強盛なるときは、その力よく韓、貊二種を擊退して、此流域を占領し得べしといへども、苟も漢の威力にして衰頹することあらんか、此地域は忽ち韓貊の侵寇に曝されて、之を防禦すること能はざるに至るは、蓋し自然の勢なり。果せるかな、此状態は後漢の末中國に内亂起りて、邊境の警戒廢頹するに及んで現出せり。魏志^{卷三}の東夷傳韓國の條に、桓靈之末韓濊疆盛郡縣不能制、民多流入韓國、建安中公孫康分屯有縣以南荒地爲帶方郡、遣公孫模、張敞等收集遺民、與民伐韓濊、舊民稍出、是後倭韓遂屬帶方と見えたる

は、實にこの事實を證明するものなり。即ち後漢の樂浪郡は桓靈二帝の内亂に勢力を失墜し、韓濊二民族の侵畧を禦ぐこと能はざりしが故に、帶水の流域は全く放棄せられたるなり。故に叙上の文中に荒地とあるは、帶水の流域が無所屬の間空地となれるをいへるものにて、此地域が元來土味磽确にして耕作に適せざる荒蕪地なりといふにあらず。是時韓或は濊が此流域を占領せざりしは、その勢力が他の二國を壓倒して之を確守すること能はざりしに由るなり。此の關係は宛も奏末漢初に於ける鴨絲江南百里の地が穢貊、朝鮮、漢國の分争域たりしにより、漢の勢力の衰頹せるに及んで、一時間空地と化し去りしが如し。然るに公孫度が遼東に雄張するや、東方の經略に全力を傾注するを得たりしかば、その子康の代に至りて、更に漢江の流域を恢復して、茲に帶方郡を置きしなり。之を要するに、秦末漢初に於いて漢人の勢力は鴨綠江に及び、その東に濊貊南に朝鮮ありしが故に、鴨綠江南の義州龍川は空地となりしが、後漢の末に於いては漢人の勢力は黃海道北部に達し、其東に濊貊南に韓國ありしが故に、漢江の流域は一時荒地となれりしなり。漢魏時代に於いて帶水即ち今の漢江の流域が此の如き形勢の下にありしとせば、樂浪郡の領土が此流域以南に及べること、は到底思考すること能はざらん。

地名の解釋

上文論證せる所によりて、樂浪郡の疆域を考ふるに、東は大關嶺山脈を以て玄菟臨屯の二

郡と界し、北は此山脈の狼林嶺より分岐する西支脈を以て眞番郡と接し、西北は朔州以南の鴨綠江を以て遼東郡に連り、南は漢江の流域以南に於いて馬韓に接し、西は一帶に大海に瀕せしなり。之を今日の地圖に考ふるに、京畿道の過半、黃海道の一部、江原道の小部分、及び平安道の過半が其領土に包含せられしと見れば、殆ど大過なかるべし。さて此地域を統治するに當りて、何れの處に首都を奠むるを最も便宜とすべきか。是れ朝鮮開國當時の大問題にして、創業者の大に苦心焦慮せし所なるべし。從來樂浪郡の治所たりし朝鮮の國都王險城を以て今の平壤に擬す。之を叙上の形勢に鑑みるに、此考定は蓋し正鵠を失はざるなり。抑も大同江の流域たる東に峻嶺を屹て、北に巨流を繞らし、西は蒼海の渺茫たるに臨み、南は慈悲嶺の險阻を控へたり。而して平壤はこの河水の中流域に位し、南北の要衝に當り、海陸交通の軸樞を占む。是れ固より山河四塞の地にして、王者の據て以て業を開き基を立つべきの處なり。之を名けて王險城といふ。洵に善くその形勝の義に協へり。易の上彖傳を案ずるに、習坎重險也、水流而不盈、行險而不失其信、維心亨、乃以剛中也、行有尚、往有功也、天險不可升、地險山川丘陵也、王公設險以守其國、險之時用大矣哉とあれば、王險城の名は蓋し此文に由れるなり。後世高麗時代に女眞の侵寇に備へんと欲して、豆滿江外に公險鎮と稱する城を築きたることありき。而して此名も亦易の上文に出たりと思はるれば、王險城に關する如上の考察必しも妄ならず。果して然らば王險城の建設が彖傳製作の後即ち戰國以後にあるべきは論なけれど、此名稱は箕氏の朝鮮王の選定に出でたるか、但しは衛滿の命名に

係りしか、是れ更に一考を要する問題なり。史記^{十卷}百の朝鮮列傳には單に衛滿が王險城に據りて王となれるを記すに止まりたれば、この文のみにては未だ此城が果して箕氏王朝の時より已に同様の名稱を負ひ來りしや否やを判定し難きものあり。然れども箕子王朝の王名が悉く易の文に關係を有するは、適王險城の名稱の起原を推測するに好例證を供するものにあらざるなきか。試に思へ、秦の始皇帝の時に朝鮮に君臨せし人を否といふ。而して否は實に易の卦の名なり。又否の子を準といふ。此王の名は易の繫辭上傳に「易與天地準。故能彌綸天地之道」とあるに出でたるにあらざるなきか。又易の下經を見るに「六五、箕子之明夷、利貞」とあり、その下象傳に「箕子之貞、明不可息」とあれば、朝鮮國の始祖といひ傳へたる箕子も、亦易經に記されたる人物なり。而して從來朝鮮國が周の始に殷の遺臣箕子の創設に係ると信ぜられしは、伏生の尙書大傳に「武王釋箕子之囚、箕子走之朝鮮、武王聞之、因以朝鮮封之」とあり、史記^{十卷}八の宋世家に「武王封箕子於朝鮮」とあり、漢書^{卷二十}八下の地理志に「箕子去之朝鮮」とあり、又魏志の韓傳に引ける魏略の文に「昔箕子之後、朝鮮侯云々」とあるなどの文に因りしなるべけれど、此等の書は何れも後世の人の編作に成り、先秦の文學には絶えてさる事を記さず。且つ朝鮮の名の史籍に見えたるは、戰國末の書と知られたる列氏にあるが、始なれば、箕子を以て朝鮮の始祖となす傳説に對しては、大に疑を挾むべき餘地あり。思ふに箕子が歴史的人物にして、而も有名の賢哲なりしは、孔子の論語に之を殷の三仁の中に擧げたるにても知るべきが、之を以て朝鮮國の始祖となせるは、戰國時代に朝鮮半島に據れる否、箕

の祖先が、自家の門閥を高めんが爲に、當時彼等が最も愛讀したる易經に見えたる箕子を借り來りて、其系譜を裝飾する用に供せしなるべし。此の如く朝鮮國の始祖箕子を始として、其苗裔たる否及び準の名が皆易經に關係ありとせば、王險城の名稱もまた此王朝の創意に出でたりと推測するも、決して無謀の言にあらざるべし。

この外古朝鮮の地名には、易經に出典を有するもの亦尠からず。例へば衛滿の時に朝鮮の屬國となれる臨屯國即ち漢の臨屯郡の名は、易の臨及び屯の卦を取りしなるべく、又樂浪郡の屬縣屯有の名も屯の卦に出で、之に有の字を附したるは、大有の卦名と同じ熟語なるべし。帶水河域にあるべしと推測せられたる含資縣の名は、易の上象傳に「至哉坤元、萬物資生、乃順承天、坤厚載物、德合无疆、含弘光大、品物咸亨」とある句に因れるなるべく、又昭明縣の名は下象傳に「明出地上、晉、君子以自昭明德」とあるに由れるなるべく、然らざれば昭明星の名を取りしならん。鏤方縣、帶方縣の方は、既濟の卦の條に「九三、高宗伐鬼方、三年克之、小人勿用」とあるに見えたる鬼方の方に同じかるべく、而して鬼方の鬼は二十八宿中南方七宿の一なる鬼宿を指せるにて、鬼方とは鬼宿の方といふ意なるべく、又之と同様に鏤方とは西方七宿の一なる婁宿の方といふ名なるべし。而して婁方と書けるは、西方は金氣に屬すといふ五行思想によりて改められたるならんか。又遂成縣の名は繫辭上傳に「參伍以變、錯綜其數、通其變、遂成天地之文、極其數、遂定天下之象」とある文によれるなるべければ、後漢書の郡國志に之を遂城と改めたるは、當初の意義を沒却したるものなり。又當時大同江を

いひし列水の名は、易の同傳に「乾坤其之緼邪、乾坤成列、而易立乎其中矣」とあり、下傳に「八卦成列、象在其中矣」とあるによるならん。漢書卷二十の地理志樂浪郡の條を見るに、其屬縣吞列の注に「分黎山、列水所出、西至黏蟬入海、行八百二十里」とあり。而して韓語にては列を *poi-poi* といへば、分黎山の名はこの *Po-i* の對音にて列の土言なるべく、後世隋唐時代に至りて此列水を漢代鴨綠江の名稱たりし溟水と混同したるは、土言の *Poi-poi* が溟水と音聲の相似たるが故ならんか。若し以上の解釋の如くに、漢書地理志に見えたる地名も亦易經の文に出てたりとせば、此等の名稱は漢の四郡が設置せられし當時の命名に係るか、但しは箕氏時代より已に呼ばれ來りしを其儘襲用せしに過ぎざるか。之を判定せんは甚だ困難なれど、漢の四郡が衛氏の朝鮮領に包含せられたる地域に置かれたるは論なく、而して衛氏の朝鮮本國を箕氏より略奪せるものに外ならざるを思へば、之に該當する樂浪郡内の地名の中易の文に緣故を有するものは、少くとも箕氏時代の名稱に従ひしものと推測して、敢て不可なかるべきか。

朝鮮四郡の中眞番臨屯の二郡は、朝鮮時代に已に知られたる國名なりしを、取て以て郡名となしたるものなれど、玄菟に至りては當時に見えざる名稱なれば、或は武帝の代に新に立てられたる郡名なりしやも知るべからず。玄菟郡の名は臨屯郡の如くその出所を明かにせざれど、此郡は樂浪郡治より東方に位し、十二支獸の中兔の方角に當るが故に、玄菟の名を得たるにあらざるなきか。此問題は十二支獸の起原に關係し、文化史上より見て大なる興

味を有するものなるが故に、今これに向て詳細なる解釋を試むるも、亦決して徒勞の業にあらざるべし。さて漢代に於ける朝鮮半島の地名の中、十二支獸の方角に當れるものが、唯に玄菟郡のみならんには、この事或は偶然の暗合とも見らるべけれど、其南方に位する三韓國の名稱が、亦十二支及び十二支獸の方角に合するが如く思はるゝことは、余輩の此推測をして益、確實ならしむるものなり。後漢書及び魏志の東夷傳によれば、漢魏時代に朝鮮半島の南部は馬韓、辰韓、弁韓の三國に分かれ、而して馬韓は樂浪郡より南方に位し、辰韓は東々南に當り、弁韓は東南々に據れり。之を十二支の方角に考ふるに、東南は辰、巳にて獸環の龍、蛇に當り、南方は十二支の午にて、獸環の馬に合す。故に樂浪或は古朝鮮の漢人はその郡治或は國都より東南に位せし韓國を辰韓といひ、又それより南方に當れる韓國を馬韓と呼びしなるべく、而して弁韓に於いては此命名の例によれば、巳韓或は蛇韓とあるべきに、その然らざりしに就いては固より考究を要することなりとす。丁鏞は大韓疆域二卷弁韓考の條に於いて此國の名義に就き説を爲して曰はく、鏞案弁者駕洛也、駕洛者伽耶也、東俗凡冠幘之尖頂者通謂之弁、亦謂之駕那、今禁府臬隸稱羅及郡縣侍奴唱稱及猶戴尖頂之幘、名之曰駕那、亦謂之金駕那、方言流傳、必有所本也、新羅時駕洛國在今金海、或稱加耶、或稱伽耶、此乃弁辰之總王也、必其巾幘特爲尖頂之制、故號之曰駕羅國、而中國之人譯之以文、則謂之弁辰也、及其末王仇亥投降新羅之後、名其國曰金官、金官者金冠也、金冠者金駕那也、駕那之爲弁辰、尙足疑乎と。あれど如何にや。魏志の弁辰の條を案ずるに、弁辰與辰韓雜居、亦有城郭、衣服居處與辰韓同、言語法俗相似

しとも思惟せらる。果して然らば馬韓弁韓辰韓は共に韓語 *mal-han* *pei-yam-han* *ching-han* の對音にして均しく十二支獸の名に因れるなり。以上考證せる所によりて、三韓國の全部或は一部分の名稱が十二支獸の名に出てたりとせば、當時樂浪郡の東即ち兔の方角に位せし玄菟郡の名が亦この十二支獸に關係あるべしと推測するも決して無謀の言にあらざるべし。然し余輩の此臆説が幸に正鵠を失はずとせば、十二支獸を十二支に配當するは前漢の武帝の時に已に行はれたる事となるべきが、此推測は果して他の歴史上の事實と矛盾することなきや否や。

漢土の學者の中に於いて十二支獸の起原に就いて論證せるものは、王應麟及び趙翼の二人なりとす。王應麟は其著困學紀聞の中に數行此問題に論及せるのみなるが、趙翼は其名著陔餘叢考(卷三十四)に、十二相屬起於後漢と題して、稍詳細に考證する所あり。而して佛國の東洋學者 E. Chavannes 氏は突厥の十二獸環 (*Le cycle Turc des douze animaux*) と題する論文を通報雜誌(Vol. VII, pp. 51-122, 1906) に掲載し、張翼の考證を骨子とし、之に東西の記録を引證し、甚だ有益なる論文を學界に提供せり。さて張翼は宋代の記録に散見するものより例證を擧げて次第に上代に溯り、遂に後漢時代の文書に及び、それより以前の書籍に徵證なきを理由として、十二相屬は後漢の時に生まれりと斷定せり。今その全文を掲げんは煩はしければ、此考證の要旨たる最後の部分のみを轉載すべし。

王子年拾遺記、鄭康成夢孔子告之曰、起、今年歲在辰、明年歲在巳、既悟、以讖合之、知命當終、

日歳在龍蛇、賢人嗟、此見於後漢者也。而其時蔡邕月令論謂十二辰之會、五時所食必家人所畜之物、又十二物見論衡物勢篇曰、五行之氣相賊害、寅木其禽虎也、戌土其禽犬也、丑未亦土、丑禽牛、未禽羊也、木勝土、故犬與牛羊爲虎所服也、亥水其禽豕也、巳火其禽蛇也、子亦水、其禽鼠也、午亦火、其禽馬也、水勝火、故豕食蛇、火爲水所害、故馬食鼠屎而腹脹也、又四諱篇云、子之禽鼠、卯之獸兔、許慎說文亦云、巳爲蛇取象也、管輅別傳亦云、蛇協辰巳之位、是後漢時其說甚行、更推之、漢以前則未有言及者、竊意此本起於北俗、至漢時呼韓邪歎塞入居五原、與齊民相離、遂流傳入中國耳、王應麟以吉日庚午、既差我馬爲午馬之證、季冬出土牛爲丑牛之證、此不過一二偶合而附會之、若古已有是、則子鼠寅虎之類、何以經書中絕不經見、惟吳越春秋子胥爲闔閭築大城、因越在巳地、故作蛇門、而吳在辰、其位龍也、故小城南門上反羽爲兩鯢、以象龍角、此則在漢之前、然吳越春秋乃後漢趙長君所撰、安知非出於長君之附會耶、則十二相屬之起於後漢無疑也、况西漢以前尙未用甲子紀年、安得有所謂子鼠丑牛耶、

王充は後漢の建武三年即ち西曆紀元二十七年より永元九年即ち西曆紀元九十七年まで在世の人に於て、後漢の起れるは建武元年即ち西曆紀元廿五年なれば、其著論衡の記す所によりて、十二支獸の己に後漢の初めに行はれたるを知るべし。張翼は後漢以前の記録に絶えて十二獸の見えざるを理由として、之を外俗の中國に傳流せるものなりと思考し、遂にその起原を匈奴の呼韓邪單子が五原、塞に留まりし時、齊人の習うて之を漢土に傳へたるに始まれりと断定せり。漢書卷九十の匈奴傳によれば、呼韓邪單子が五原、塞を叩きしは、哀帝の元

壽二年即ち西曆紀元前一年の事なり。故に張翼の説をして事實ならしめば、漢土に於ける十二支獸の起原は紀元前一年より王充が論衡を著はしたる時までの間なりと爲さざるべからず。然れども張翼は果して何れの書に據りて斯る説を立てられたるか、不幸にして是の出典を擧げざれば、今之を知るに由なけれど、史記漢書が匈奴に就いて記載する限りに於いては、決してさる事あるべしと思はれず。余輩が此等の書を通覽したる所によれば、匈奴には元來自國固有の曆法なく、還て漢の干支を採用して日子を數へたりしが如し。その徵は漢書の匈奴傳に「日上戊巳」と見え、又王先謙の補注に「錢大昭曰以戊巳日爲吉也、周壽昌曰上尙同、戊巳在天幹居五六、匈奴似亦取天地中合之義」とある即ち是なり。此文によるときは、匈奴が日子を數ふるに十干を使用したるは明かなるが、漢土にては日子を數ふるに十干に十二支を配合し、六十旬を以て一環期となす定めなれば、匈奴も必ず是制に依れるなり。又十干を五行に配當するときは、甲乙は木、丙丁は火、戊巳は土、庚辛は金、壬癸は水にして、戊巳は實に十干の中央に位す。而して五行を五方に配當するときは、木は東、火は南、土は中央、金は西、水は北にして、十干の戊巳に當る土は實に五行の中央に在り。是の故に前漢の元帝の時西域を鎮撫するに、戊巳校尉の官を置きたることあり。是れ戊巳は五行の土位に該當し、天地中和の氣を得たりと云ふ義に取れなるべく、而して匈奴の風俗に於いて、戊巳の日を尙ぶも、亦此支那的思想に原因するものなるべし。又漢書の匈奴傳によれば、冒頓單于が三十餘萬の騎兵を以て漢の高祖を白登に圍めるとき、其西方盡白、東方盡驪、北方盡驪、南方盡騂馬、師古曰驪古

青馬也、騾深黑駢赤馬」とありて、騎馬の排列が全く五行の方色なるに因りて之を察するに、五行思想が當時匈奴に傳はり居たりしは、争ふべからざる事なりとす。此の如く匈奴の曆法及び五行思想が悉く漢土に淵源せりとせば、張翼が十二相屬の起原を匈奴に求めんとしたるは、全く根據なき議論と謂はざるべからず。

張翼が十二相屬の起原を後漢に置けるは、前段に陳述せるが如く、考察の誤れるに因るが故に固より之を信用すべきにあらず。然れども余輩の臆測に従て、辰韓弁韓馬韓の名が十二支獸の名に關係ありとせば、此思想は前漢末に已に中國に行はれたりしなり。尤も三韓國の事情が稍、詳細に知られたるは、後漢以後にあれど、韓國が前漢時代より已に三國に分かれたりしは、左に引用せる魏畧の文に由りて、之を推知し得べし。

初右渠未破時、朝鮮相歷鞮卿以諫、右渠不用。東之辰國、時民隨出居者二千餘戶、亦與朝鮮眞番不相往來。至王莽地皇時、聞樂浪土地美、人民饒樂、亡欲來降、出其邑落、見田中驅雀、男子一人、其語非韓人、問之、男子曰、我等漢人、名戶來、我等輩千五百人、伐材木、爲韓所擊得、皆斷髮爲奴、積三年矣。鑷曰、我當降漢、樂浪汝欲去不。戶來曰、可。辰鑷因將戶來來、出詣含資縣、縣言郡、郡即以鑷爲譯、從岑中乘大船入辰韓、逆取戶來降伴輩、尙得千人。其五百人已死、鑷時曉謂辰韓、汝還五百人、若不者、樂浪當遣萬兵來、船來擊汝。辰韓曰、五百人已死、鑷時曉謂辰韓、萬五千人、牟韓布萬五千匹、鑷收取直還郡、表鑷功義、賜冠幘田宅、子孫數世。至安帝延光四年時、故受復除。

此文に牟韓とあるは弁韓の誤なるべく、欽定滿洲源流考^{二卷}三韓の條に引用せる魏畧は善本なりしと見え、正しく之を弁韓と記せり。さて辰韓弁韓の二國が王莽の地皇年間に知られたりとせば、假令馬韓の名が當時の史乘に記されざるも、此國の前漢末に已に存在せしは推知せらるべし。又辰國即ち辰韓が朝鮮の右渠の治世に韓半島の東南部に據れりとせば、弁韓馬韓の二國も亦當時存在せりと推測し得べきか。此の如く考察し來れば、辰韓弁韓馬韓の三國は衛右渠の時に存在し、從て十二支獸の制も亦當時漢人の間に行はれたる譯なるが、此結論に對し一見支障を與ふるが如くに思はるゝは、辰韓の一名が秦韓にして、馬韓の一名が慕韓なること是なり。辰韓が三國時代に秦韓とも呼ばれしは、前段にも記せるが如く、魏志^{十卷}三の東夷傳に明載あり。又辰韓馬韓が各秦韓慕韓とも稱へられしは、宋書^{十卷}七倭國の條に倭國王珍が宋朝に要請したる稱號を記して使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王とあるにて證すべし。此の如くとく辰韓馬韓がまた實に秦韓慕韓と稱せられしを見んもの或は言はん、此等の名稱は何れも土言の對音なりとも思らるゝが故に、今専ら辰韓馬韓のみの名稱に拘泥して、十二支獸の起原を論證せんとするは、寧ろ臆斷の謗なしとせずと。然れども之を支那の歴史に徵するに、漢人は古來好んで他國の起原を自國に求めんと欲し、又外人を自國の臣民と見做さんとする習癖あり。されば辰韓は元と樂浪郡より辰方に位せしが故に、その名を得たるものなるが、後世辰の秦と相通ずるによりて辰韓を秦韓と呼び、遂に秦韓は秦人の建設せるものなりと附會せしが如く、馬韓は元と樂

浪郡より馬方に位せしが故に、その名を得たるものなるが、後世馬の慕と音聲の相類するに
よりにて馬韓を慕韓と改め、以て此國民が中國を欽慕するの意を寄寓せしめたり。此の如く
秦韓慕韓の二稱は漢人の自尊心を満足せしめんとする希望より後世に至りて案出せられ
たる附會なりとせば、假令辰韓馬韓がまた秦韓慕韓と稱せられたりと雖も、而もこの事實は
決して辰韓馬韓の名稱と十二支獸との關係を截斷するものにあらず。

以上の考證によりて馬韓の名が愈前漢時代にあるべしと一決せば、武帝の元封二年即ち
紀元前一〇九年に開設せられたる玄菟郡の名もまた十二支獸に因めりと推斷するも、決し
て無謀の言にあらざるべし。十二支獸の事は前漢以前の記録に絶えて其形跡を認めざる
を以て之を察するに、此制は外國の傳來にして、漢人自身の創作にあらざるべし。然らば漢
人は果して何處より之を傳へたるか。思ふに漢は武帝の時に西域諸國と交通し、其文物を
採用して曆法などにも大改革を行ひたれば、十二支獸を十二支に配當せしが如きも亦この
時にあるべきか。張騫が西域より歸りしは殆ど紀元前一二二年にして、玄菟郡の設置に先
立つこと實に十三年なり。又 Greek の Callipos 曆に淵源せりと思はるゝ太初曆の發布は、太
初元年即ち紀元前一〇四年にして、張騫歸國の後十八年、玄菟郡設置の後五年の事に係る。
又張翼などの説によれば、漢國にて一日を十二時に分つ風習も、太初曆頒布の前後にありと
いへば、十二支獸の制も亦武帝の時漢人が西域より學び得たる所ならんと思惟せられざる
にあらず。然れども飯島忠夫氏の研究に従ふときは、(東洋學報第一卷第一號) Callipos 曆の片影は淮南子

及び屈原の離騷にも認めらるゝといへば十二獸の如きも亦武帝以前に中國に傳り居りしやも知るべからず。そは何れにもせよ十二支獸の制は太初曆と均しく西域の Bactria 即ち漢の所謂大夏國邊より中國に輸入せられたるならんか。

果して然らば當時西域にて十二支獸を以て十二時を表はす習俗ありしや否やと云ふに之に對しては一九〇三年 Franz Boll 氏は Sphaera と題する書を著はし其十二章には Dodekaioros (十二辰) Bianchini の大理石斷片及び東亞細亞の獸環と稱する表題を掲げて、(Dodekaioros Marmorfragment des Bianchini, und Orientalische Tierkreis) 最も貴重なる史料を提供せり。(E. Chavannes, Le Cycle Turc, pp. 119-122) 氏の云ふ所によれば紀元一世紀の後には降らざるべしと思はるゝ頃に名を Tenkros 字を Babylonia とする人の書ける Greek 文の中に十二辰に配當するに十二の獸類を以てしたる表あり。之を *ῥόδωδεκάμορος* 即ち十二時といひ、その表は左の如し。

- | | | |
|-----|-----------------------|-----------------|
| 1. | 猫 | (ὁ αἰλουρος) |
| 2. | 犬 | (ὁ χύων) |
| 3. | 蛇 | (ὁ ὄφις) |
| 4. | 壺 <small>甲</small> | (ὁ χάνθαρος) |
| 5. | 羊 | (ὁ ὄνος) |
| 6. | 獅子 | (ὁ λέων) |
| 7. | 牡牛 <small>の種一</small> | (ὁ τράγος) |
| 8. | 牡牛 | (ὁ ταυρος) |
| 9. | 鷹 | (ὁ ἰέραξ) |
| 10. | 猿 | (ὁ χυνοχέφαλος) |
| 11. | 鳥名 | (ὁ ἰβις) |
| 12. | 鱷魚 | (ὁ κροχόδειλος) |

然るに全く之と同じき十二獸の十二國に配當せられたる文書が Vatican の圖書館に藏せらる。即ち左の如し。

1.	Persia	猫
2.	Babylonia	犬
3.	Coppadocia	蛇
4.	Armenia	甲蟲
5.	Asia	羊
6.	Ionia	獅子
7.	Libya	牡牛の種
8.	Italia	牡牛
9.	Crete	鷹
10.	Syria	猿
11.	Egypt	Ibis
12.	India	鱷魚

又 Boll 氏の言によれば Louvre の博物館には Bianchini の渾天儀と稱するものありて、その上に記されたる七獸の順序が如上の二表のそれと全然一致す。この紀念物は一七〇五年に Rome の遺址 Aventinus 丘に於て發見せられたるものにて、Greek 及び Egypt の思想を折衷したる好標本なり而して Fournier 氏の鑑定によれば、この遺物製作の年代は紀元二世紀を降らずとす。

さて此十二支獸の名目を瞥見せば、直にその Egypt のものたるに想到すべし。何となれば Kantharos (甲蟲の一種) Ibis (鳥の名及び鱷魚は此國固有の動物なるが上に、十二獸は何れもこの國人が靈物として尊崇するものなればなり。然らば獸環は元と此國人の創意に出

てたりやと云ふに、Boll氏は次の理由によりて此推測を否定せり。曰はく、十二支獸の Egypt に現はれたるは後世のことにして、上代の文化には絶えてその形跡を認めず、曰はく、此表は十二辰と密接の關係を有するものなるが、十二辰は Egypt の發明にあらずと。因て氏は更に説を爲して曰はく、獸環は元來 Chaldaea 人の創作に係り、Babylon 人が十二星を表はす符號にして、また赤道、時日、年月の十二分を示すに使用したるものなりしを Egypt の占星家が之を本國に傳へて、本來の十二獸に代ふるに、自國人の尊崇する靈獸十二神を以てしたるものなるべし。されば今日東方亞細亞諸國に行はるゝ獸環は還て Chaldaea の原始的形體を備へたるものならんと。Chavannes 氏は張翼の説を奉じて、獸環の本源を匈奴に置き、Boll 氏の説に反對せらるれど、余輩は寧ろ Boll 氏の Chaldaea 説に賛同する者なり。然し支那人はその獸環を Chaldaea より直接に輸入せるものにあらずして、嘗て Hirth 氏も想像せるが如く、(Nachworte zur Inschrift des Tonjukuk, p. 121) 中央亞細亞に於て Greek 人の建設せる Bactria 國より傳へたるものなるべし。

さて漢國に於ける獸環の制は Bactria 國より渡來せりと信ぜらるゝが、更に考究すべきは Bactria 人の使用せし獸環の名目は、全く漢國のそれと同然なりしや否やの問題なりとす。余輩の考ふる所によれば Chaldaea の獸環が Egypt に渡りて、此國人の尊崇する十二神獸に變換せられたるが如く、この獸環が漢土に傳はるや、漢人の風尙によりて多少の變更を受けたるなるべし。支那に行はるゝ十二獸の中牛馬羊鷄狗猪は太古より漢人が六畜として尊重

せる動物にして、易の八卦に八畜を配當するに、この六畜に龍と雉とを加へて其數を具足せしことは、易經の説卦傳に「乾爲馬、坤爲牛、震爲龍、巽爲鷄、坎爲豕、離爲雉、艮爲狗、兌爲羊」とあるにて知るべければ、獸環十二獸の中七獸は漢人の習俗に協へるものなり。この七獸を除きたる他の五獸が西域傳來のものをその儘襲用せしか、但しは漢人の更に選定せるものなりやは、未だ明瞭ならざれども、漢土の十二獸が多く支那人の選擇に出でたること、亦殆ど疑を容れざるべし。果して然りとせば、今日東方亞細亞諸國に行はるゝ獸環を以て Chaldaea の原形を傳へたりと爲す Bohl 氏の説は、正鵠を得たるものにあらず。余輩を以て之を觀るに、今日安南、暹羅、朝鮮、日本等に行はるゝ獸環が漢國傳來のものたるは亦言を待たざれども、Persia、Ture, Mongol 等に行はるゝ獸環とすへども、Chaldaea 或は西域の他の一國より直接に傳へたるものにあらずして、遠て支那國より彼國々に流入せるものなり。例へば突厥の碑文に見えたる獸環の名目は *lui* (龍) *jian* (蛇) *koi* (羊) *chia* (猿) *yt* (犬) *agazyu* (猪) の六獸に止まれど、その完目が漢土の獸環と同じかるべきは、他の Ture 民族の間に行はるゝものによりて、之を推知し得べし。又唐書^{卷二百十七} 點戛斯 (Kirghiz) 傳の條に謂歲首爲茂師哀、三哀爲一時、以十二物紀年、如歲在寅則曰虎年」とあり、而して此十二物が支那の十二獸と同じかりしことは、寅歲を虎年といひしにて察知せらる。又太平寰宇記^{卷一百十三} 何國の條に西域記を引用し、記年不識卯酉辰巳、惟數鷄兔龍蛇」とあれば、何國即ち Bohlaria は隋唐時代に漢の十二獸を以て年を記し、なり。(Hirth, *Nachworte zur Inschrift des Tonjukuk*, p. 127) 又 Miller 氏が Sogd 語にて書かれたる摩

尼教の文書を反譯したるものを見るに、唐時代に彼教徒は漢の十干に例の十二獸を配合して年を數へたり。(Die Persische Kalendarandrucke in Chinesischen Tripitaka) 降て元朝秘史を見るに、兔兒羊兒鼠兒等の名を以て年を紀し、輟耕錄によれば、邱處機が元の太祖に上れる奏文には「龍兒年三月日奏」とあり、又顧寧人の山東考古錄によれば、泰山に元碑二通ありて、一には「泰定鼠兒年」とあり、一には至元猴兒年と見えたり。(陔餘叢考卷三十四八丁甲) 此等の例を以て之を觀れば蒙古人は古より突厥人の如く十二獸を以て年を數へしなり。然るに十二年を一期とするは餘りに短少にして不便を感じしかば、蒙古人は後に至りて漢土の例に倣ひ、十二獸に十干を配合し、六十年を一環期とする制を採用せり。而して蒙古人が十干を作るに三様あり、第一は支那の五行を各男女二姓に分ちて之を十干とすること、第二は五行に相當する五色を各二色に分ちて之を十干とすること、第三は漢土の十干をそのまま使用すること是なり。此中普通に行はるゝは第一法にして、第二法は單に曆書に使用せられ、第三法は獨りOsanan Gosenの著はしし蒙古源流に適用せらるゝを見るのみ。(Schmidt, Geschichte der Ost-mongolen, p. xix—xx) 又て以上列舉せる例證にて知らるゝが如く、突厥蒙古等の北方民族は、始めは單に十二獸を以て年を紀すに止まり、その漢土の習俗に倣ひて、十干に十二獸を配合し、六十年を一環期となすに至りしは、實に後世の事に屬す。然れども此理由を以て彼等の有する獸環の制が支那傳來のものたるを否拒すべきにあらず。北狄游牧民族の生活狀態は甚だ單純にして、元來曆日を有せざりし程なれば、彼等が漢土の文化と接觸し、曆法を制定するに至りて

も専ら簡易を主とせしかば最初はたゞに漢土の十二獸のみを以て年を數へしが、その後文
化も進み思想も複雑を致すに及んで、全然漢の制度に則りて、十干と十二獸とを結合し、六十
年を一環期となすに至りしならん。

以上考證せる所にして幸に誤謬なしとせば、十二支に配當するに十二獸を以てしたる習
俗は、漢の武帝の時に已に存在せし譯なれば、古朝鮮或は樂浪郡より南方に當れる馬韓の名
が十二支獸の方位に出てたりと爲すも、亦敢て不可なかるべし。然れども獸畜の名を以て
地理上の方向を示すことは、只に十二支及び十二支獸に限らず、漢土にては少くとも戰國時
代より易の八卦及び之に配當せられたる八畜の名を以て方位を現はす習慣を有せり。而
も八畜の一は前段にも記ししが如く馬なれば、古朝鮮の地名が多く易の文と關係あるに鑑
むるときは、馬韓の名の如きも、或は亦易の八畜に緣故を有せずやとの疑問起るべし。因て
余輩はこゝに易の八卦及び八畜の事を考究して、馬韓の名の果して之に關係を有するや否
やを論證すべし。而して易の八卦を八方に當てたるは、左に記せる說卦傳の文となす。

帝出午震、齊乎巽、相見乎離、致役乎坤、說言乎兌、戰乎乾、勞乎坎、成言乎艮、萬物出乎震、震東方
也、齊乎巽、巽東南也、齊也者、齊物之潔齊也、離也者、明也、萬物相見、南方之卦也、聖人南面而聽
天下、嚮明而治、蓋取諸此也、坤者地也、萬物皆致養焉、故曰致役乎坤、兌正秋也、萬物之所說也、
故曰說言乎兌、戰乎乾、乾西北之卦也、言陰陽相薄也、坎者水也、正北方之卦也、勞卦也、萬物之
所歸也、故曰勞乎坎、艮東北之卦也、萬物之所成終、而所成始也、故曰成言乎艮。

この八卦に對する八畜のことは、已に前に擧げたる如くなれば、今その八畜を八卦の方向に配當するときは、馬は西北、牛は西南、龍は東、鷄は東南、豕は北、雉は南、狗は東北、羊は西に當る。

此の八畜を實際八方に適用したるは、漢土自身の事蹟に於いては、未だ其例を見ざれども、漢國文化の影響を蒙れる夫餘國の制度に於いては、其の實施せられたる形跡を認むべく、其徵は魏志^{卷十}の東夷傳夫餘國の條に、國有君王、皆以六畜名官、有馬加、牛加、豬加、狗加、犬使、大使者、使者、邑落有豪民、民下戶皆爲奴隸、諸加別主、四出道、大者主數千家、小者數百家とある是なり。

さて本文には六畜を以て官と爲すとあれど、其實大官にして畜號を有するは四官に過ぎず。而も此四官即ち四加の畜名は易の説卦傳に見えたる八畜の順序を追へり。この四加は四出道を主る諸侯なりと思しければ、馬牛豬狗の四畜は易の八卦の中四卦の方向に當る方面を領するより、その名號を得たるものなるべし。説卦傳によれば、馬は乾の卦に屬し、その方向は西北なれば、馬加は夫餘國の西北面を主る諸侯なるべく、牛は坤の卦に屬し、その方向は西南なれば、牛加は西南面を主る諸侯なるべく、豬或は豕は坎の卦に屬し、その方向は北なれば、豬加は北面を主る諸侯なるべく、狗は艮の卦に屬し、その方向は東北なれば、狗加は東北面を主る諸侯なるべし。然るに乾隆帝は此四加の官名に就いて余輩と全然見解を異にせり。帝の説は滿洲源流考^{一卷}部族の條に載せられたれば、左に之を裁録すべし。

國^{餘夫}以六畜名官、有馬加、牛加、豬加、狗加、諸加別主、四出道、有敵諸加自戰、下戶擔食、飲食之、信如其言、則所謂諸加者何所取義乎、史稱夫餘善養牲、則畜牧必蕃盛、當各有官以主之、猶今蒙

古謂典羊之官曰和尼齊、和尼者羊也、典馬者曰摩哩齊、摩哩者馬也、典駝者曰特默齋、特默者駝也、皆因所牧之物以名其職、特百官中之一、二、誌夫餘者、必當時有知夫餘之人、譯其司馬司牛者、爲馬家牛家、遂訛爲馬加牛加、正如周禮之有羊人、漢之有狗監耳。

若しも帝の解釋の如くんば、馬加の官は蒙古の摩哩齊 (Moriji) 牛加は兀格兒齊 (Ukerji) 豬加は哈孩齊 (Hagaiji) 狗加は那孩齊 (Nogaiji) に當るべきものなるが、夫餘の四加は一國の四境を主る大官にして、馬牛豕狗を司るが如き賤官とは思はれず。又夫餘の別種たる高句麗國にも加の號を稱するものありて、而もその何れも一國の顯官なることは、魏志^{十卷} 三の同國の條に、其置官有對廬、則不置沛者、有沛者、則不置對廬、王之宗族、其大加皆稱古雛、涓奴部本國主、今不爲王、適統大人得稱古雛、加亦得立宗廟、祠靈量社稷、絕奴部世與王婚、加古雛之號、諸大加亦自置使者、卑衣先人、名皆達於王、如卿大夫之家臣とあるにて知るべし。因て思ふに、夫餘語の加は蒙古語の汗 (khan) に當るべき尊稱にして、決して乾隆常の思惟せるが如く、蒙古語の語尾齊 (ci) 或は漢語の家に比すべきものにあらず。帝の解釋已に此の如く誤れりとせば、余輩が夫餘の四加の名稱を以て易の八畜に出てたりとなす見解は、蓋し正鵠を失はざるべし。果して然らんには、夫餘と同時に朝鮮半島の南部に據れる馬韓の名の如きも、亦均しくこの八畜に關係あるべしと思はれんが、易に於ける馬の方向は西北なれば、樂浪郡の南に位せし馬韓に緣故あるべしとは考へられず。加之馬韓に隣接せる弁韓、辰韓の二國及び玄菟郡の名が、何れも十二支或は十二支獸に關係あるを以て之を思へば、馬韓の名も亦十二支獸に因り

て得たるものなり。(完結)

漢代の曆法より見たる左傳の偽作(第二回)

飯 島 忠 夫

五、左氏傳の曆法 其一

春秋の經文を離れて、單に左氏傳に於ける曆日の記事を點檢するに、(一)七十六年の週期あり、(二)歲星の運行に本づく十二年の週期あり、(三)歲星が百四十五年に一次を踰越するの事あり。今順序を追うて之が詳説を試みるとす。

(一)七十六年の週期

僖公五年 (B.C. 655) の傳に曰く、

春王正月辛亥朔。日南至。公既視朔。遂登觀臺以望而書。禮也。凡分至啓閉。必書

雲物。爲備故也。

と。昭公二十年 (B.C. 529) の傳に曰く、